



ソビエト連邦体制の動揺と新連邦条約への道

森下, 敏男

(Citation)

神戸法學雑誌, 40(4):905-994

(Issue Date)

1991-03

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(JaLCD0I)

<https://doi.org/10.24546/81004758>

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/81004758>



ソビエト連邦体制の動揺と新連邦条約への道

森下敏男

- 905 ソビエト連邦体制の動揺と新連邦条約への道
- (一) 民族紛争の噴出
 - (二) 独立宣言
 - (三) 主権宣言
 - (四) 旧連邦の展開
 - (五) 新連邦の論理
 - (六) 連邦と共和国の法律戦争
 - (七) 新連邦条約への道程
 - (八) 新連邦条約案の内容
 - (九) 新連邦条約案の審議

付一 新連邦条約案（邦訳）

付二 ソ連邦の人口統計

ペレストロイカが行き詰りをみせるソ連において、一九九〇～九一年の最大の争点は経済危機と民族・連邦をめぐる問題であった。そのうち民族・連邦問題は、新連邦条約の締結の問題に集約されていた。本稿はこの問題の展開過程を概観したものである。もともと別のかたちで発表することを考えていたため、記述のスタイルには学術論文的でない点が残っている。また最近のソ連では情報量が膨大であり、いちいち出典を示すのは極めて煩雑な作業になるため、註記は原則として省略している。

(一) 民族紛争の噴出

帝政ロシアは諸民族の牢獄といわれた。しかし一九一七年のロシア革命によって諸民族は解放され、以後民族問題は基本的に解決されたことになっていった。このような見解が放棄されたのはごく最近のことである。ゴルバチョフ政権成立後の最初のソ連邦共産党大会であった第二七回大会（一九八六年）の採択した綱領新版でさえ、次のように書いていたのである。「これまでに辿って来た道のりの結果が疑問の余地なく証明していることであるが、過去から残された民族問題は、ソ連では首尾よく解決済みになっている」。実際以前のソ連では、一部に民族問題が燃っていたとはいえ、公然たる民族差別はあまり感じられず、今日みられるほどの民族の怨念が渦舞いていたとは想像できなかった。ゴルバチョフ大統領も、改革開始後、予想外の展開であったことの筆頭にいつも民族問題をあげている。しかし表面上の静けさが、実は抑圧によってもたらされていたことが、やがて明らかになった。今日では、ソ連邦は諸民族の牢獄である、といった表現も聞かれるのである。

現在ソ連邦を構成する民族は一二〇を超えるといわれる。人口が一〇〇万人を超える民族が二二あり、人口一〇万人以上一〇〇万人未満の民族が三〇ある。他は人口一〇万人未満の少数民族である。広大な国家に多様な民族が居住し、複雑で陰影のある風景を作り上げている。バルト三国へ行けばヨーロッパに近いものを感じるし、コーカサスは何か秘境を感じさせる不思議なものがある。中央アジアはとてもソ連とは思えない。プハラなどタイムマシーンで古代世界を旅行しているみたいだ。古い遺跡の前で肉を焼いて食べている(チャイハナ)。素朴で人情に厚く、通行人をすぐ招き入れてくれるのは嬉しいが、近くに牛の首がごろがっついていたりするし、淡水だらけの手で掴んで食物を取ってくれたりするから食べる気はしない。人情の厚さと不潔さはしばしば正比例するところが人間の悲しいところだ。ホテルのテレビではゴルバチョフ氏がベレストロイカを説いていたが、どこか遠い世界のことのように感じられる。

このように民族的には極めて多様で、日常生活にもそれが反映していながらも、それでいてソ連の社会の仕組や制度は全連邦で驚くほど画一的であった。しかし今、各民族が、文化的のみならず、経済的・政治的なその独自性を主張し始めている。ベレストロイカ運動開始後、最初に民族運動の炎が噴出したのは一九八六年一二月のカザフ暴動であった。ブレジネフ・グループの一人で、腐敗が指摘されていたカザフ共和国党第一書記(政治局員)であったカザフ人クナリエフが解任され、ロシア人のコルビン(その後ソ連邦人民統制委員会委員長に就任)が襲ったことがカザフ人の民族意識を刺激し、首都アルマ・アタ市で騒乱事件が起ったのである。八七年になると、バルト三国で独立を求める運動が発生し、外コーカスでも紛争の兆が見えてきた。

一九八八年になると、民族紛争は一挙に火を吹いたかたちになった。特にバルト三国と外コーカサスが二大紛争地であったが、それ以外の地域にも民族運動が発生し、人民戦線運動を名のる団体が生まれた。クリミア・タタール人の帰還運動や言語問題も話題を呼んだ。少数民族の自立傾向に刺激されて、ロシア民族主義も台頭してきた。公然とした反ユダヤ主義運動も姿を現した。バルト三国の独立問題は次項でとりあげることにして、それ以外に八八年に民

族紛争の焦点になったのはナゴルノ・カラバフ自治州の問題であった。

外コーカサスのキリスト教國アルメニアとイスラム教國アゼルバイジャンの国境は一九二三年に確定されたが、隣國トルコの思惑もからんで、人為的に線引きされた面がある。アゼルバイジャン共和国のナゴルノ・カラバフ自治州は、人口の四分の三はアルメニア人であり、彼らはアルメニアへの帰属を求めていた。八八年二月、同自治州議會はアルメニアへの帰属を決定した。しかしアゼルバイジャン共和国はもちろん、ソ連邦の中央政府もそれを認めなかった。そのため二月から三月にかけて、同自治州やアルメニア・アゼルバイジャン兩國で大規模なデモが行われ、スムガイト市その他で流血の惨事が生じるに至つたのである。同年六月、アルメニア共和国最高會議は再び同自治州の編入を決定したが、アゼルバイジャン側は拒否し、ソ連邦最高會議幹部会もアルメニアの決定を破棄した。

ナゴルノ・カラバフ自治州の扱いにはソ連当局も頭を痛めた。同自治州の要求に応じることができれば、解決は比較的簡単かもしれない。しかしソ連憲法によれば、加盟共和国の領土の変更は、その共和国の同意がなければ不可能である（第七八条）。したがってアゼルバイジャン共和国が拒否している限り、自治州の要求は実現できない。そこで中央政府が考えだしたのが特別統治形態というものである。これは八八年一二月の憲法改正の際、さりげなく新設された制度で、その後大統領制の導入に伴い、大統領直轄統治制度へと改められていく。八九年一月、ソ連邦最高會議幹部会は、新設されたばかりのこの特別統治形態をナゴルノ・カラバフ自治州に適用することを決定したのである。しかし、この特別統治形態には、アルメニアもアゼルバイジャンもともに批判的な態度をとつた。また八九年には、兩國の紛争がやや落ち着いたかにみえたこともあって、同年一月には、ソ連邦最高會議は特別統治形態の終了を決定している。ところがその後、アルメニア共和国最高會議が再度同自治州の編入を決定したのに端を発して、九〇年一月には兩國間の緊張が一挙に高まり、内戦寸前の状態となった。アゼルバイジャンではソビエト権力が半ば崩壊状態で、人民戦線が権力を左右するさまであった。そこでソ連邦最高會議幹部会は、ナゴルノ・カラバフ自治州やバ

クー市などに非常事態を宣言し、軍隊を投入したのである。この紛争は未解決のまま現在も継続している。なお両国の紛争に際して、ソ連邦最高会議幹部会は憲法統制権を行使し、違法状態を排除するよう命じているが、有効な力にはならなかった。

さて八九年四月には外コーカサスのもう一つの共和国グルジアの首都トビリシで、軍隊の導入によって一六人の死者をだす流血事件が起きた。事の発端は、グルジア共和国内のアブハジア自治共和国で、グルジアからの独立を要求する運動が発生したことであった。それに反対するグルジア側の運動が、自然発生的にソ連邦からのグルジアの独立を求める運動へと転換していったのである。平和的なデモであったにもかかわらず、軍隊が導入され、化学物質まで使つて弾圧が加えられた。この問題は、権力による民衆運動弾圧事件として、八九年の第一回人民代議員大会の大きな争点の一つとなった。しかし、だれが軍隊の出動を命じたのか、ゴルバチョフ書記長が関与していたのか否か、結局不明確なままである。これは、従来のソ連が無責任体制であったことの証拠の一つとされ、大統領制導入の根拠の一つとなった。

八九年六月には、ウズベク共和国フェルガナ州で、ウズベク人とトルコ系メスヘチア人との衝突事件が発生し、一〇〇人を超える死者がでた。メスヘチア人は、スターリンによってグルジアからこの地に強制移住させられた民族で、失業等の経済不安が深刻化するなかで、民族間の軋轢が爆発したようである。同じ六月、カザフ共和国でも暴動が発生している。

八九年七月には、タジク共和国とキルギス共和国の国境で、両民族の水利権や土地利用権をめぐる紛争が発生し、流血の惨事となった。またグルジアのアブハジア自治共和国でも、大学分校の設置をめぐる両民族間に衝突事件が発生した。同自治共和国には非常事態が宣言された。

九〇年二月には、タジク共和国の首都ドゥシャンベで暴動が発生した。アゼルバイジャンから逃れてきたアルメニ

ア人難民に対して、住宅の配分などで優遇措置がとられているという噂がきっかけになったという。

九〇年六月には、キルギス共和国のオシ市で、土地紛争にからんでキルギス人とウズベク人が対立、暴動に発展した。少なくとも二〇〇人が死亡し、なお数百人の行方不明者がいるという。

九〇年一〇月には、モンゴルとの国境地帯にあるトゥワフ自治共和国で、トゥワフ人とロシア人の間で緊張が高まり、大量のロシア人が同共和国から避難する事件が発生した。

九〇年一一月には、モルドワ（旧モルダビア）共和国で、共和国の自立化傾向に反発したロシア人や、それに触発されたトルコ系ガウス人が独自の国家の形成を宣言し、モルドワ人との間で一触即発の危機が続いた。

このように、あるいは継続的に、あるいは主役を変えながら、民族間の紛争が息をつく間もなく頻発しているのである。

別のタイプの民族紛争としては、居住地への帰還運動がある。第二次世界大戦中またはその直前、スターリンは、敵性民族とみなした多くの民族を根こそぎ強制移住させるといった処置をとった。ドイツ系ソ連人、クリミア・タタール人、メスヘチア・トルコ人、カルムイク人、バルカル人、カラチャエフ人、チェチエン人、インギーシ人、ギリシヤ人、朝鮮人、クルド人らがその犠牲になった。例えば朝鮮（当時日本が併合していた）との国境付近に居住していた朝鮮人約二〇万人は、彼らが日本と通じることを恐れたスターリンによって、一九三七年に中央アジアへ強制移住させられた。そのやり方はまことに乱暴であり、命令後時間の余裕も与えず、直ちに貨物列車に詰めこんで、有無を言わず連れ去ったのである。

これら強制移住民族のうち、クリミア・タタール人は早くから祖国帰還運動を起していた。第二次大戦前、黒海のクリミア半島にはクリミア自治共和国があった（タタール人は、別にボルガ川中流のカザン市を首都とするタタール自治共和国をつくっている）。大戦中そのためタタール人の一部がドイツ軍に協力したことを理由に、二〇一三〇万

人が中央アジアに追放されていたのである。ペレストロイカが始まると彼らは運動を強め、八七年以来赤の広場で坐り込むなどの運動を民間した。そのためグロムイコ（当時ソ連邦最高会議幹部会議長）を委員長とする特別委員会が設置されたが、八八年六月、クリミア自治共和国の復活は不可能との結論を発表した。

しかしその後の民族運動の激化のなかで、これら強制移住民族の帰還政策がとられるようになってきた。クリミア・タタール人については、九〇年末までに八千五百家族の帰還を認めることになっている。しかしそれでも不十分で、タタール人は勝手に帰還して土地を占拠し、違法に住宅を建て等々の実行を行ない、トラブルが続いている。その他の民族についても、それぞれソ連邦最高会議民族院内部に調査委員会が設置されたり、前向きな解決策が模索されている。

ユダヤ人問題も根深いものがある。この問題は出国問題というかたちで現われている。約二〇〇万人いるといわれるソ連のユダヤ人のなかには、以前からイスラエルその他への移住を求めるものが多かった。しかし当局はさまざま理由をつけて出国を阻止しようとしてきた。ユダヤ人の出国をイスラエルの強化と捉えて、それに反対するアラブ世界への配慮もあった。もともと国外への自由な移動を認めない体制であったから、この点ではユダヤ人だけが差別されていたわけではない。それでもブレジネフ時代の七〇年代末には、当時の友好的な米ソ関係を反映してかなり大量の出国が認められ、七九年には約五万一千人が出国している。

しかし同年のソ連軍のアフガニスタン介入以後は、東西関係の冷却化のなかで、出国は急激の減少し、毎年一千人以下という年が続いた。ペレストロイカ以後再び自由化が進み、八八年には約一万九千人のユダヤ人が出国した。ユダヤ人の出国が増えた理由としては、出国の自由化が進んだこととともに、ユダヤ人差別が激化したこともある。革命前のロシアは最大のユダヤ人迫害国であったが、革命後は、民族平等のイデオロギーの支配のもとに、露骨な差別は抑制されていた。

しかしベレストロイカによる自由化のなかで、「パーミヤチ（記憶）」という集団のように、反ユダヤ主義を公然と掲げるグループも生まれ、ユダヤ人に対する迫害が復活している。そのためソ連を捨てて決意を余儀なくされるユダヤ人も増えてきているのである。ユダヤ人以外にもドイツ人、アルメニア人の大量出国も始まっており、これらを合わせて八九年には約二〇万人がソ連を去った。そのうち一〇万人以上がユダヤ人だという。九〇年二月、シエワルナゼ外相の辞任にみられる保守化傾向のなかで、ユダヤ人の出国にはさらに弾みがつき（今出国しないとチャンス逃すかもしれないため）、一時は一日数千人がソ連を去った。

宗教問題も民族問題と交錯している。中央アジアの場合イスラム教が紛争にからむことが多い。アルメニアとアゼルバイジャンの紛争にも宗教戦争の色彩がある。ウクライナ西部の民族運動には、スターリン時代にロシア正教会に強制的に統合されていたウクライナ・カトリックの復活要求がからんでいる。

このようなさまざまな問題と交錯しつつ、もう一つの重要問題として言語問題がある。ソ連は、各民族はその民族語を用い、ロシア語は共通語とするという二重言語体制をとっている。しかし一五の加盟共和国の一つにすぎないロシアの言語がなぜ共通語なのかという疑問がある。ロシア人は母国語だけ理解できればいいのに、他民族は外国語としてのロシア語を学ばなければならないのである。民族語の保護も十分ではない。多民族の入り混る職場では、結局ロシア語で話す以外にない。ロシアで働く他民族は当然ロシア語を話す。しかし他の共和国、例えばキルギス共和国で働いているロシア人にはキルギス語を話せないものが多い。彼らは少数民族の言語を学ぶ意欲もないのである。トルクメン共和国に居住するロシア人は、自分の子供をロシア語で授業する学校に入れる。しかしロシア共和国に居住するトルクメン人には、トルクメン語で授業する学校などない。言語問題は必然的にロシア中心主義をめぐる問題となる。加盟共和国内の少数民族の場合、問題はさらに深刻である。例えば、グルジア共和国内アブハジア自治共和国のアブハジ人は、ロシア語に加えてグルジア語も学習しなければならないからである。

このような事情を背景に、一九八八年以降、加盟共和国は相次いで言語法を制定した。バルト三国、モルダヴィア、キルギス、グルジア、ウズベク、ウクライナ、タジク、白ロシアなどの加盟共和国がそうである。その基本的な内容は、自らの民族語を公用語として確認するというものである。したがって各共和国内の他民族（例えばロシア人）は、その民族語が話せない、就職などの際不利になることがありうる。役所の窓口では民族語しか使用しないということになれば、民族語を知らない市民は困ることになる。

この問題を解決するため、一九九〇年五月、ソ連邦人民言語法が制定された。同法は、加盟・自治共和国は自らの民族語を国語と決定することができること、ロシア語は民族間の交流のためのソ連邦の公用語とすることを定め、バイリンガル（二重言語）制を確認した。市民は学校教育を受ける言語を選択する権利を有し、国家はその条件を整えなければならぬ。ロシア共和国に住んでいても、ウズベク語で教育が受けられるようにということである。このような権利を全面的に保護することは、技術的にまったく不可能であるが、ロシア語の学習は義務教育の対象となる。共和国はその言語の学習を義務づけることができる。

例えばヤクート自治共和国は、同共和国内のロシア人にヤクート語の学習を義務づけることができるのである。ただし一時的滞在者は除かれる。その他言語と就職の関係、公文書・裁判・軍隊・企業・お役所の窓口・サービス部門などで使用する言語等について、かなり詳細に定められている。例えば、店員はお客が使った言語で応答しなければならぬ。といつても店員がすべての言語をマスターすることはできないから、一定の基準が設けられる。例えばマリ自治共和国で働くロシア人のタクシー運転手は、お客がマリ語しか解しないのに、ロシア語で応答してはならない、といったようなことになる。

民族運動の活発化のなかで、九〇年四月二六日には、「自らの民族・国家構成体の範囲外に居住し、またはソ連邦の領土上に自らの民族・国家構成体をもたないソ連市民の自由な民族的発展に関する法律」が制定された。民族によ

る差別を禁止したものである。この法律の名称の前半部分は、例えばラトビア共和国に居住するロシア人やウクライナ人、カザフ人などを指す。後半部分は、ドイツ人、朝鮮人のように、独自の自治州などをもたない少数民族を意味する。

しかしこの法律の眞の狙いは、ロシア人に対する逆差別の禁止である。ソ連全体ではロシア人が大民族として他の中小民族を圧迫していると批判されるのであるが、中小民族の本拠地では、逆にロシア人に対する攻撃が強まっている。特に、バルト三国などでは、ロシア人の流入が民族的アイデンティティの確保に対する脅威と受けとめられており、ロシア人に対する差別が正当化されている（例えば選挙に定住資格制を導入するなど）。これらの国がソ連に強制的に併合された事情を考えると、ロシア人を侵略者として排撃する姿勢をとるのは当然であり、民族差別とはいえないであろう。これらの国、特にラトビアでは、ロシア人を中心にした独立反対派や連邦派共産党が、人権擁護団体を結成して、少数派の人権擁護運動を展開している。これまで他民族を抑圧し、人権などを考えたこともないような人々が、少数派に転落した途端に人権を声高に唱えている。ヤクザが市民に取り囲まれて暴力反対と叫んでいるようなものがある。

九〇年四月には、「市民の民族的同権に対する侵害およびソ連邦の領土的一体性の暴力的侵害に対する責任の強化に関する法律」も制定されている。処罰の主要な対象は二つある。一つは、民族的敵対を煽ったり、民族的理由で暴力を揮ったりするような集団の活動である。これはアルメニア人とアゼルバイジャン人の対立などの外、バルト三国における反ロシア運動なども含まれよう。もう一つは、ソ連邦の領土の一体性の暴力的侵害であるが、これは独立運動を標的としたものである。この場合最高刑は一〇年の懲役プラス財産没収である。

さて、このように噴出する民族問題に対する連邦政府の対応は、常に後れをとってきた。政治改革の出発点となつた八八年の第一九回党協議会は、「民族関係について」という決定を採択しているが、ありきたりの無内容なもので

ある。ただ同決定は、民族問題を検討するための特別の共産党中央委員会総会の開催を決めている。この中央委員会総会の開催は後れたが、八九年九月になってやっと開催された。同総会は、いわゆる「民族綱領」を採択している。この民族綱領の特徴は、民族問題を連邦問題として解決していこうという姿勢をとったことである。民族の自立化傾向が進み、バルト三国が独立を要求し始めた状況のもとで、民族問題は連邦問題へと転化したのである。すでに八九年六―八月の新最高会議第一会期で、初めて新連邦条約の締結問題が俎上に載せられていた。民族綱領はそれを受けて、新しい連邦条約の締結によるソ連邦の根本的再編成によって、民族問題の解決を図るべきことを決定したのである。

現在のソ連邦は、一九二二年に、三つの共和国（ロシア、ウクライナ、白ロシア）と一つの連邦（アルメニア、グルジア、アゼルバイジャンの三共和国による外コーカス社会主義連邦ソビエト共和国）が、その自由意思に基いて連邦条約を締結したことによって成立した事になっている。その後加盟共和国の数が増え、現在では一五になっているわけである。この連邦条約を新しく結び直し、新しい連邦体制を作りだそうというのが新連邦条約の問題である。

(二) 独立宣言

ソ連邦を構成している一五の加盟共和国のうち、リトアニア、エストニア、ラトビアのバルト三国、外コーカサスのアルメニアとグルジアの五ヶ国がすでに独立を宣言している。もともと後の二国は、独立するという原則を宣言しただけで、独立のための具体的な一歩はまだ踏み出していない。

一九一七年一〇月のロシア革命の直後、革命政府は「ロシア諸人民の権利宣言」を發した。この宣言は、通常誤解されているように「民族」の権利を宣言したのではなく、むしろ反対に狭い民族の枠を取り払って、「人民」の権利を宣言したものである。少数民族の権利は保護すべきだとしても、大民族については、インターナショナルリズムの

精神に依つて、民族主義は否定されるべきものであった。ともかくこの宣言は、ロシアの支配下にあつた諸人民のロシアからの分離および独立国家の形成を含む自決権を承認していた。

ところで、もともとバルト三国は、一八世紀以来帝政ロシアの版図に入つていた。しかし第一次世界大戦と一九一七年のロシア革命を経て、一九二〇年にこれら三国はそれぞれソビエト・ロシアと講和条約を結び、独立を達成した。ロシアが独立を認めたのは、当時の力関係では、これら三国にソビエト権力を樹立するだけの力がなかつたからであるが、理念的には先の人民自決権・ロシアからの分離権によつて説明された。バルト三国は東の独立を獲得したのである。

一九二九年には独ソ不可侵条約が結ばれた。そしてその秘密議定書によつて、両国間に横たわる地域の勢力圏の分割が行われた。バルト三国はソ連の勢力圏とされた。ルーマニア領内のベッサラビア（今日のモルドワ共和国）も、ややあいまいな表現ではあるが、事実上ソ連圏とされた。その後ソ連はこれら三国とそれぞれ相互援助条約を半ば強制的に締結させ、その後はこの条約さえ無視するかたちで三国を軍事的に占領した。ソ連の占領下で傀儡政府が樹立され、そのもとで議会の選挙が行われた。選挙にはソ連の推す「勤労人民ブロック」以外は立候補が認められず、投票結果は偽造された。ソ連邦へ加入させる意図は選挙の際に隠されていた。

選出された三国の傀儡議会はそれぞれソ連邦への加盟を決議し、ソ連邦最高会議はそれを承認した。こうしてバルト三国は、一九四〇年、独立を失つて、ソ連邦に併合されたのである。ソ連に抵抗した人々は弾圧され、一〇万人以上がシベリアその他に追放され、多くはその地で命を落とした。リトアニアだけでも、ソ連の弾圧のため四〇万人が犠牲になつたといわれる。

ペレストロイカのもと、一九八七年頃からバルト三国では独立を求める運動が活発化した。一九八八年には、独立の追求がこれら諸国の一般的意思であることが明確になつた。八九年に八月には、これら三国の一五〇万人が参加し

て手を繋ぎ、六二〇キロにわたる「人間の鎖」を作り、独立の意思表示を行った。もはや独立の動きは抑えられない勢いを示すに至っていたのである。

一九八九年五月六月の第一回ソ連邦人民代議員大会では、先の独ソ秘密議定書が争点となった。¹ゴルバチョフ議長（当時）は、秘密議定書はコピーだけでオリジナルがないこと、モロトフ外相の署名がドイツ語でなされているのは疑問を抱かせること、西ドイツのコール首相はオリジナルがあるというので見せてくれるよう頼んだが、未だ確認できないこと、存在が確認できないものについて評価を下すことはできないこと等を語っており、真相の解明に消極的な姿勢を示している。しかし、ともかくア・ヤコブレフを委員長とする調査委員会が設置された。

八九年一二月の第二回人民代議員大会は、ヤコブレフ委員会の報告を聴取し、この問題についての決定を行った。それは秘密議定書の存在を認めその内容を批判したが、しかしバルト三国のソ連加盟はこの議定書とは無関係であるという態度をとった。三国はあくまでも自発的意思でソ連邦に加盟したというのである。

一九九〇年は加盟共和国以下の地方議会の選挙の年であった。バルト三国の最高会議の選挙は、二―三月に行われた。結果は独立を唱える人民戦線の圧勝に終わった。三国では共産党も独立派と連邦残留派に分裂し、人民戦線と独立派共産党が協力するという構図ができあがった。先頭を切ったリトアニアでは、人民戦線（サユジス）のランズベルギス議長が最高会議議長に、女性ブルンスケネ女史が首相に就任し、人民戦線主導の指導部が構成された。

ところで、先に触れた革命直後のロシア諸人民の権利宣言以来、民族の自由な脱退権を認めるといのがソ連の連邦制の大原則であった。現行憲法もその第七二条が、「各加盟共和国にはソ連から自由な脱退する権利が維持される」と規定しており、そこには何の条件も定められていない。ソ連の憲法学者達は、この点をもってブルジョア国家に例のない民主的な制度と宣伝し、社会主義体制の優位性の証拠の一つとしてきたのである。

しかし実際に脱退の動きがでてくると、連邦側は、脱退の手続を定めた法律がない以上脱退できないという論理を

使いだしたのである。實際これまでも、憲法や法律が人民の権利をいろいろ定めても、手続法の欠如のため、それが実現できないという事例はよくあつた。しかしこんなことは自慢にもならない。逆に手続法がなくても、国家権力の発動の方は平気で行われてきた。九〇年一月、外コーカサスの一部地域に非常事態が宣言されたが、非常事態法が制定されたのは同年四月になってからである。そもそもソ連邦への加入手続法もなかつたが、そのことはバルト三国を強制加入させることの妨げにはならなかつたのである。

さてこのような情勢のもと、九〇年三月一日、リトアニア最高会議はついに独立宣言を發した。それは一九四〇年に外国の軍隊によって踏み躪られた國家の主權が回復されたこと、今後獨立國家として歩むことを宣言している。そして一九一八年の獨立に關するリトアニア會議の文書、および一九二〇年の民主的リトアニア國家の復活に關する憲法制定會議の決議に依拠し、これらの基本文書は現在も有効だと宣言している。國名も、リトアニア・ソビエト社會主義共和國から、リトアニア共和國へと變つた。

それに対して第三回ソ連邦人民代議員大會は、三月一五日、リトアニアの獨立宣言を無効とする決定を採択した。リトアニア選出議員団は、すでにソ連邦の人民代議員ではないという理由で出席していない。無効決定案起草したのはソ連邦最高會議民族院議長ニシヤノフである。しかし無効とする根拠はかなり苦しい。脱退の權利を認めながらも、その手続法が制定されるまでは、獨立宣言は、ソ連憲法第七四條（連邦法の共和國法に對する優位）と第七五條（ソ連の領土は單一であり、加盟共和國の領土を含む）に違反しているというのである。脱退の手続法がないというのなら、少なくとも加入の際と同じ手続を踏み、その共和國の最高機關が決定すれば脱退できると考えるべきである。大會での討議では、獨立宣言のためには人民投票が必要だという意見もあつたが、加入に際してはそのような手続はとられていない。しかも加入の際の欺瞞的な選挙・加入決定と違い、今回は民主的な手続を経て、民衆の圧倒的支持を受けているのである。

もつともこの点については、大会代議員の発言のなかに、次のような反論があった。つまり「軽率な結婚も、簡単には離婚できない」というのである。確かに、婚姻法上、たとえ軽率な結婚であっても、離婚のためには一定の条件が必要である。しかし、それに対しては、結婚なしには離婚もありえないという反論が行われている。そもそもリトアニアはソ連邦に加盟してはいないというのである。このような比喻を使うとすれば、軽率な結婚ではなく、「強制結婚」の場合を当てはめるべきであろう。強制結婚は最初から無効である。

つまり、そもそもリトアニア側は、ソ連から脱退すると言っているのではない。一九四〇年の加入自体が強制によるものであり、リトアニア人民の意思によるものではなかったと主張しているのである。独立宣言に反対するならば、この点について反論すべきである。実際大会ではそのような意見が出されているが、ニシャノフをはじめだれも反論できなかった事実が、リトアニアの独立宣言の正当性を物語っているようである。さらに、そもそも大会に、このような決定を行う権利があるか否かについて疑問がある。詳細を論じる余裕はないが、大会の制度を設けた八八年の憲法改正過程では、大会のそのような権限は否定された（原案にあったものが削除された）からである。

その他リトアニアの独立をめぐることは、具体的な論点がいろいろ提起されている。例えば首都ビリニユス市は本来白ロシアのものであるとか、一九三九年まではポーランドに占領されていたためポーランド人が多いことを根拠に、ポーランド人の自治区を創るべきだという主張もあった。軍港クライペダ市の扱いも問題とされた。一九一八年までクライペダは東プロシアの一部であり、それは四五年にはじめてリトアニアの一部となったのである。

マスリュコフ（ゴスプラン議長）は、経済上の問題点を指摘した。彼によると、連邦財産の使用に対する債務、経済関係断絶に伴なう損失、対外債務のリトアニア負担部分、脱退に反対する市民（ソ連邦の他の地域に移住することになる）に対する補償、軍事設備の撤去等の費用などをどうするか考えなければならぬという。独立によって国民経済に与える損害は一八〇―二〇〇億ルーブルに達するが、これはリトアニアの国民所得の二倍に相当するという。

さらにこの間のリトアニアへの投資は五〇〇億ルーブルに達し、ソ連邦加盟時は最も貧しかった同共和国が、今日では最も豊かな国になったという。彼はこれらの損失の補償を要求するというのである。

ともかくリトアニアの独立宣言を無効とする決定は、賛成一、四六三、反対九四、保留一二八で可決された。圧倒的多数の賛成ではあるが、リトアニア議員団をはじめ、棄権・欠席者が五六〇人もいる。三月末にゴルバチョフ大統領は、リトアニア最高会議とリトアニア人民宛にアピールを發し、一連の決定を取り消すよう促しているが、その内容はかなり強硬なもので、やや脅迫じみたところさえある。

次いで九〇年三月三〇日にはエストニア共和国も独立を宣言し、五月一六日には独立移行期間中の國家統治の原則を定めた法律を制定した。それは、一九四〇年以前からのエストニア共和国は現在も続いており、ただ一九四〇年以來それはソ連による不法な占領下におかれているという状況認識を示している。ソ連との関係は、エストニアの独立を認めた一九二〇年のエストニア・ロシア間のタルトゥウ条約に基いて形成されるという。エストニアの國家機關、裁判機關、檢察庁等がソ連邦の旧上級機關から分離されることも明らかにしている。なお国名も、エストニア・ソビエト社会主義共和国から、エストニア共和国に変わった。

ただリトアニアと異って、エストニアの場合は、すでに独立を達成したというたてまえはとっていない。今、独立性の回復過程が「開始」されたという認識であり、独立への移行過程にあるという位置づけになっている。このエストニアの独立宣言に対して、ゴルバチョフ大統領は合法性保障権を發動し、それを無効と宣告した。

さて五月四日には、ラトビア共和国が独立を宣言した。その基本的内容は次のとおりである。ラトビアは一九一八年に独立を宣言し、一九二〇年のロシアとの条約でそれが承認された。一九二二年には憲法を制定している。一九四〇年のソ連邦加盟は無効であり、現在も一九二二年の憲法が有効である。国名をラトビア・ソビエト社会主義共和国からラトビア共和国に変更する。現在は独立回復までの移行期であり、ソ連邦との交渉を開始する。

ラトビアの場合も、エストニア同様現在を独立への過渡期と位置づけている。ラトビアの独立宣言に対しても、ゲルバチョフ大統領はそれを無効と宣告した。

さて、憲法の認めるソ連邦からの脱退権を行使する手続がないという立法の空白を埋めるため、一九九〇年四月三日、ソ連邦最高会議はソ連邦脱退法を制定した。その基本的内容は次のとおりである。

加盟共和国の脱退の決定は人民投票の方法で行われる。脱退の決定には、有権者（投票者ではなく）の三分の二以上の賛成が必要である。ソ連邦最高会議は、人民投票が法律に従って実施されたことを確認したときは、問題の審理をソ連邦人民代議員大会に委ねる。大会は五年以下の移行期間を設定する。移行期間中に、軍隊・軍事施設の処理、他の加盟共和国との関係の整理、脱退する加盟共和国内部の自治共和国その他の少数民族の扱い、連邦との財産の分割、経済関係の処理、国際条約の処理等々の諸問題を解決しなければならない。移行期間中の最後の年に、脱退の意思を確認するための第二の人民投票を行うことができる。有権者の一〇分の一以上の要求があれば、必ず第二の人民投票を実施しなければならない。移行期が終了した時、またはそれ以前に諸問題の処理が終った時は、ソ連邦人民代議員大会が召集され、手続の完了を確認する決定が採択される。その瞬間からその共和国はソ連邦から脱退したとみなされる。

脱退する共和国の市民は、脱退に際して国籍選択の自由を有する。例えばリトアニアがソ連邦から脱退しても、ソ連邦市民に留まる者はそれが許される。彼はそのままソ連邦市民としてリトアニアに残留することもできるし、ソ連邦に移住することもできる。前者の場合、リトアニアに留まるソ連市民はいかなる差別も受けてはならないし、後者の場合は、脱退する共和国は移住に伴う費用を負担しなければならない。

この脱退法による脱退承認の条件はかなり厳しい。今日どの共和国でも他民族、とりわけロシア人が数多く流入し、固有民族の構成比率が低下しているからである。例えばリトアニアの場合はリトアニア人の比率が高く、約八割を占

めている。しかしエストニアは六五パーセント程度であるし、ラトビアは五四パーセントと言われる。実際にはラトビアはすでに半分を割っているといわれる。しかも基準となるのは有権者数である。リトアニアの場合、仮に投票率が八〇パーセントで、リトアニア人全員（有権者の八割）が脱退に賛成したとしても、賛成率は六四パーセントとなり、三分の二に届かないのである。

一九九〇年五月に、エストニア共和国で行われた世論調査がある（数字はパーセント）。それによると、エストニア人の場合、独立賛成—九三、ソ連邦の枠内での経済的自立（連邦）—一、ソ連邦の枠内での政治的・経済的自立（国家連合）—三である。非エストニア系市民の場合、独立賛成—三〇、連邦—二四、国家連合—三三である。合わせて約七五パーセントの住民が独立を支持している計算になる。したがって人民投票を行って投票率が九割に達すれば、三分の二の賛成は獲得できそうである。

さて、先のソ連邦脱退法によれば、脱退を最終的に承認するのはソ連邦の人民代議員大会となっている。ソ連の法律では、「承認」が実質的な意味をもつ場合と、形式的な「確認」を意味するにすぎない場合とがある。しかしその区別はソ連人においても明確ではない。大会が脱退を承認する行為も、念のために確認するだけか、それとも実質的な判断を加えて、「脱退はソ連邦および他の共和国等々に損害を与えるから許されない」といった決定が可能なのか否か明らかでないのである。本件の場合、常識的に考えれば、大会の承認は単なる形式的確認行為だと解せられる。人民投票で脱退の意思が表示され、移行期間が過ぎれば、脱退を認める以外にない。

しかしソ連ではこの種の常識はなかなか通用しないことが多い。この点で気懸りなのは、先の法律が、大会は「一方で脱退しようとしている共和国と、他方でソ連邦、加盟共和国、自治共和国、自治構成体（自治州・自治区）、その他の民族集団の利益に一致し、その主張を満足させるかたちで手続が完了したことを確認する」という表現をとっていることである。これからみると、脱退が認められることなどありえないという気がしてくる。脱退に際して、関

係者全員が利益を受け満足することなどありえないことである。特にソ連邦は、移行期間中の懸案の処理に際して無理難題を吹っかけ、問題が未処理であるという理由で脱退を拒否するということは大いにありそうである。脱退の可否が最終的には連邦の意思に懸かっているとすれば、ソ連邦が大原則としてきた連邦脱退権は画餅に帰してしまふ。

ゴルバチョフ大統領は、エストニアとラトビアの独立宣言を無効と宣告したが、その理由の一つとして、この脱退法の手続を踏んでいないことをあげている。エストニアの独立宣言は脱退法の制定される前だったから、その手続に依っていないのは当然であるが、いずれにしろバルト三国は、ソ連邦から脱退するのではなく、そもそも加盟自体が無効であり、初めから連邦には入っていないという立場をとっており、この法律に従う意思はない。またそれが正しい態度だと思ふ。

さてバルト三国の独立宣言後、エストニア、ラトビアは現在独立への移行期間中という態度をとっており、連邦との間になお接点があった。しかしリトアニアはすでに独立を完了したというたてまえのもとに、具体的な実効措置をとろうとしていた。例えばソ連軍の撤兵事務を中止し、独自軍の創設を計画する等の行動である。そのためまずリトアニアが連邦の攻撃の標的となった。九〇年三月二一日、ゴルバチョフ大統領は、大統領就任後最初の実質的な意味をもつ大統領令に署名したが、それはリトアニアに関するものであり、武器の提出などを命じたものである。この時期ソ連軍が出勤して諸施設を接収・警備したり、ソ連軍から脱隊してリトアニアに帰還した兵士を連行したりして緊張が高まった。リトアニアに、大統領直轄統治を導入すべきだとする主張も現われていた。それは「大統領直轄統治法」に依拠しなければならぬが、この法律はまだ制定されていない。脱退法がないことを根拠に脱退は認められないという論理を使ってきた連邦側であるが、大統領統治法の欠如はその導入の妨げにはならないかのようなのである。

リトアニア側はソ連政府との話し合いを呼びかけたが、ゴルバチョフ大統領は独立宣言の撤回がその条件になるとして拒否し続けた。そして四月一七日、ソ連側はリトアニアに対する経済封鎖を開始し、天然ガスの供給を削減する

などの措置をとった。その後経済封鎖は徐々に強化された。筆者は「リトアニアの声」(独立宣言前は「ソビエト・リトアニア」という日刊紙を購読しているが、経済封鎖後は紙がゴミ袋のような粗末なものになり、紙面も子供の学級新聞のような感じのものになって(日本の新聞の一面を四つ折りしただけの分量)、驚いたものである。その後両者の交渉で、九〇年六月末、リトアニア側は独立宣言の一時凍結を決定、同時にソ連邦の経済封鎖も解除された。

ソ連邦とリトアニア共和国の代表団の第一回会談は、九〇年一〇月二日に行われた。会談後リトアニア側は、ともかく「一歩が踏みだされた」、「長い道のりだが出だしは好調」といった好意的な反応を示していた。第二回会談は九〇年一〇月二〇日に開かれたが、具体的な進展はみられず、以後膠着状態となっている。

同じく独立を宣言したエストニア、ラトビアとソ連邦の関係についても前進はない。九〇年七月、ソ連邦最高会議幹部会は、バルト三国人民へのアピールを發し、新連邦条約による新しい主権社会主義共和国連邦の枠組のなかで問題を解決しよう訴えている。しかしバルト側はそれを拒否した。九〇年八月、エストニア最高会議は、「エストニア共和国とソ連邦の関係についての決定」を採択し、ソ連との交渉では、エストニアの独立を承認した一九二〇年のロシアとの条約や、独立宣言とそれ以後の一連の関係法令が出発点となることを改めて確認した。またエストニア領土上にソ連軍が駐留していることを批判している。

それに対してゴルバチョフ大統領は声明を發し、エストニアのこの決定をソ連憲法に違反していると決めつけた。今回は大統領令という形式にとらず、ただの声明となっている。この声明も新連邦条約の枠内での解決を訴え、条約案作成への参加を呼びかけている。しかしバルト側には応じる気配はなく、九〇年七月には、ソ連への併合前に存在したバルト国家評議會を復活させ、バルト三国の連帯関係を強化することを申し合わせた。九〇年一一月にパリで全欧安保協力会議が開かれた際、バルト国家評議會は声明を發表し、バルト諸国はソ連邦の一部ではないことに注意を喚起し、その立場を支持しよう訴えている。

その後も、これら三国は、独自の行動をとり続けている。例えば、ラトビアは独自の税関の設置を、エストニアはパスポートに代る独自の身分証の発行を決定したりしている。リトアニアは独自の検察組織を創り、リトアニア共和国最高会議にのみ従属する検事総長のポストを設けた。これまでソ連の検察組織は一枚岩の集権体制をとっており、検事総長はソ連邦にのみ存在した。共和国の検事は連邦検事総長にのみ従属していたのである。またリトアニアは、その市民に対してソ連軍の徴兵には応じないよう呼びかけている。さらに新しいパスポート制も導入した。

特にバルト三国では、駐留するソ連軍を占領軍と捉え、反軍運動を行っている。ソ連軍の徴兵活動に協力せず、リトアニアでは独自の郷土防衛隊を組織することを決定した。ラトビアでは軍人とその家族の居住登録を認めず、水道・ガスを止めたり、軍人の子供への教育を有料にしたりしていると軍の側は批判している。連邦中央に忠実なラトビア共和国の検察庁も、ラトビア最高会議の軍人差別を憲法違反とする声明を発表している。

九〇年一月以降、ゴルバチョフ指導部の強硬姿勢が明らかになってきたが、それに対応して、一月二二日にはバルト国家評議会がソ連邦最高会議宛のアピールを採択し、バルト三国への攻撃を止めるよう訴えた。また新連邦条約には参加しないが、政治・経済協力のための条約を締結する用意はあると声明した。一二月一日にはバルト三国の最高会議の合同会議が開催され、独立支援を求めた全世界の議会へのアピールや、第四回ソ連邦人民代議員大会へのアピール（新連邦条約への不参加、ソ連軍の駐留に対する批判）、軍人に対するアピールなどを採択している。

九〇年一二月になって、経済危機、連邦解体の危機が深刻化するなかで保守・反動勢力の圧力が一段と強まった。ゴルバチョフ大統領も、これまでの寛容な態度が裏目に出て危機を深めたとして、強硬姿勢に転じる気配をみせた。バルト三国その他に非常事態を宣言し、大統領直轄統治を導入するのではないかと噂が広まった。そのなかで二月一九日、エストニア共和国最高会議は、連邦政府の介入を回避するため、独立への動きを一時中断するという決定を余儀なくされた。他方でリトアニアでは、ソ連による軍事支配の導入に備えて、抵抗運動の組織化を進めている。

独立達成にはなお困難な道程が予想される状況である。

さて、独立を宣言したのはバルト三国だけではない。

アルメニア共和国最高会議も、一九九〇年八月独立宣言を發した。その内容は次のとおりである。国名をアルメニア・ソビエト社会主義共和国からアルメニア共和国に変える。同共和国ではアルメニアの憲法と法律のみが有効である。共和国の安全保障と國境防衛のため、固有の軍隊、内務軍、國家・社会保安機關を創設する。言論・出版・信教の自由を保障する。國際法上の主体として独立した外交政策を推進する。新しい国旗も制定された。しかしその後アルメニアの独立運動はやや沈滞しているようである。

グルジア共和国最高会議は、一九九〇年三月に主權保護決定を採択し、一九二〇年の不可侵條約に違反して、一九二一年に赤軍が不法にグルジアに進入したこと、その後の一九二二年のソ連への併合は無効であること等を宣言し、独立回復のための交渉の開始を要求した。一九九〇年六月、同最高会議は、独立回復のための法的メカニズムの創設について決定し、独立に向けて不屈の運動を展開していく決意を表明している。さらにその後、一〇月のグルジア最高會議の選挙で、独立を要求する「自由グルジア円卓會議」が圧勝し、非共産党の政權が誕生した。九〇年十一月、新最高會議は国名を「グルジア・ソビエト社会主義共和国」から「グルジア共和国」に改め、新國旗・国歌を制定した。新政權は独立へ向けて移行期に入ったことを宣言したが、その期間に長さにについては状況に依存するとしている。さてバルト三国の場合は、一九四〇年の併合そのものが違法であったという主張であり、ソ連邦からの脱退ではない、つまりソ連邦脱法に拘束されないという立場である。アルメニアとグルジアの場合はどうか。この二国の場合、一九二〇―二一年の赤軍の侵入によるソビエト政權の誕生を違法とみなし、一九二二年のソ連邦の結成によるこれらの共和国のソ連邦への加入が、その自由意思に基くものではなかったという主張である。バルト三国と同じように、ソ連邦脱法によるのではなく、ソ連邦への加入自体が無効であるという論理である。

外コーカサスでは、ロシア革命後の一九二〇年に一旦は独立を達成し、ボリシェビキ（共産党）と対立したメンシェビキ（穏健社会主義者）系の政権が成立していたが、同年から翌年にかけて国内の武装蜂起とロシア赤軍の侵入を受けて崩壊した。その点ではこの二国の主張にも根拠がある。さらに今後、ウクライナや中央アジアなどについても、歴史の見直しが行われることにならう。ソ連邦は最後の「帝国」であり、その崩壊は必至である。そうだとすれば、その崩壊・再生の苦しみは少ないほどよい。民族の自治権を尊重し、独立を望む民族にはすべてそれを認め、身軽になることが、ソ連＝ロシアにとっても再建の最善の道であると思われるのであるが。

- (1) 拙稿「ソビエト議会のドラマ的展開」（神戸法学雑誌）第五号、一九八九年）第一章の（9）参照。
- (2) 拙稿「ソビエト・システムの崩壊と大統領制の誕生」（神戸法学年報）第六号、一九九〇年）参照
- (3) *On Kak nam obnovit'sya nau sovoz, «Mirovaya», 10 marta 1990r.*
- (4) 以上バルト三国の独立宣言と、連邦側のそれを無効と宣告した文書の邦訳は次に収録されている。「ソ連の憲法体制・連邦制度をめぐる最近の状況」（神戸法学年報）第六号、一九九〇年）。
- (5) *On «Zho Litvany», 22 noyabr 1990r.*
- (6) *On «Oseterskay Litvany», 1 dekabr 1990r.*
- (7) *On «Zho Litvany», 4 dekabr 1990r.*

(三) 主権宣言

これまでソ連邦は一五の加盟共和国によって構成されてきた。ソ連憲法上この一五の共和国は主権国家とされていた。全体としてのソ連邦も、それを構成している加盟共和国も、ともに主権国家ということになる。主権は本来単一

不可分のものであるから、このような二重主権体制は、そもそも主権概念に矛盾している。また二重主権のような緊張を孕んだ体制は、長期的には安定した体制とはなりえない。実際に加盟共和国の主権が空文に帰っていたことは今日ではだれも疑わない。ただソ連邦が近代的な意味での集権国家ではなく、半封建的な地方割拠体制になっており、その意味で加盟共和国がそれなりの独自の存在意義をもっていたことも確かであった。

さて、前にも述べたように、噴出する民族問題に対処するため、一九八九年九月に採択されたソ連共産党の民族綱領は、新連邦条約の締結と連邦関係の刷新を提起していた。連邦条約を結び直すということになると、その前提として、各共和国は自らの主権的立場を明確にする必要があることになる。主権国家の存在を前提にはじめて、その自由意思に基づく連邦の形成が可能になるからである。こうして各共和国の「主権病」と呼ばれるような現象が生じることになった。

バルト三国では、すでに新連邦条約が問題になる前の一九八八年以来、独立運動の激化に伴って主権宣言を行う動きがあった。これは、新連邦条約の問題とは無関係に、独立への第一歩としての主権宣言であった。これまでもたてまえ上加盟共和国は主権国家であったから、主権を宣言すること自体は既存の体制に矛盾するわけではなく、連邦側としても対処のしようがなかったのである。

しかし一九九〇年になり新連邦結成が日程に上ると、主権宣言を行う動きは他の共和国にも急速に広がっていった。新連邦条約を前にして、各共和国は、その前提条件を前面に押しだし、自国の立場を有利にする必要があるからである。これら主権宣言のなかにはかなり過激な内容を含んでいて、連邦の立場と真っ向から衝突するものもあるが、必ずしも顔面どおりに受けとるべきではない。無理を承知の上で、条件闘争を行う材料として、戦術的に過激なことを言っているだけという側面もあるからである。ともかく一九九〇年一月までに、一五のすべての加盟共和国が主権宣言（独立宣言を含む）を行った。自治共和国のなかにも主権を宣言した例が多い。

最初に主権宣言を行ったのは、当初バルト三国のなかで最も運動が先行していたエストニア共和国であった。同共和国は、一九八八年十一月、共和国憲法を改正し、主権宣言を行った。改正憲法と主権宣言の基本的内容は次のようであった。エストニア共和国ではエストニアの憲法・法律が最高の効力をもち、ソ連邦の憲法・法律はそれをエストニアが承認した場合にのみ効力を有する。共和国には連邦の法令の停止権もある。エストニアの土地・天然資源、工業・建設・農業・運輸・通信・銀行・商業・住宅等々はエストニアの財産である。私的所有を所有形態の一つとして認める。これは法体系（権力関係）と所有関係における自律性を宣言したものであり、その後の主権宣言の原型となった。当時憲法統制権をもっていたソ連邦最高会議幹部会は、ソ連憲法に違反しているという理由で、直ちにこの主権宣言と改正憲法を無効と宣言した。

八九年八月にもエストニア共和国は憲法と選挙法を改正し、選挙権・被選挙権に定住資格を導入した。つまり二年（被選挙権は五年）以上継続してエストニアに居住し、または通算して五年（被選挙権は一〇年）居住している市民にのみ選挙権を与えるというのである。これはエストニア民族を優先し、流入する他民族特にロシア人を締め出す試みである。ソ連邦最高会議幹部会は、これらの改正もソ連憲法に違反していると宣言した。

一九八九年五月には、リトアニア共和国が主権を宣言し共和国憲法を改正した。エストニアと同じく、共和国の法律のみが有効であり、ソ連邦の法律は共和国が承認した場合にのみ効力をもつこと、共和国には連邦の法令を停止する権限があることを宣言している。土地やその他の生産手段を共和国の財産と規定しているのも同じである。さらにリトアニアでは、共和国の市民は同時にソ連邦の市民でもあるという単一市民権の制度を廃止し、リトアニアの市民権獲得に条件を設けた。共和国への宣誓、リトアニア語の知識、この一〇年間共和国に恒常的に居住していたこと、共和国憲法の知識などがそれである。共和国市民でない者は各種の選挙権・被選挙権をもたない。これは民族の純粋性を維持し、ロシア人を占めだすための手段である。ロシア人の流入が増え、その人口比率が高まれば、独立がまず

ます困難になるからである。ソ連邦最高会議幹部会は、リトアニア共和国の改正憲法、主権宣言、市民権法をソ連憲法に違反していると認定した。

次いで一九八九年七月には、ラトビア共和国が憲法改正と主権宣言を行った。内容は同じく、共和国の法律の優先性、生産手段に対する共和国の独占的所有権などを定めている。また選挙法を改めて定住資格も導入した。アゼルバイジャン共和国も、一九八九年九月に主権法を制定し、ソ連邦の法律は共和国の主権を侵害しない場合にのみ有効であると定めた。これらの法令も、ソ連邦最高会議幹部会によって、ソ連憲法違反と宣言された。ⁱ

バトル三国の場合は、主権宣言からさらに一九九〇年の独立宣言へと進むことになる。アゼルバイジャンの場合は、ナゴルノ・カラバフ自治州をめぐる紛争に関連して、ソ連邦がアゼルバイジャンに不利な決定を行っても、それを認めないという姿勢を示したものである。一九九〇年に入ると、新連邦条約の締結を睨んで、さらに次々に主権宣言がだされることになる。これらの主権宣言は、その宣言と同時に発効したことになるが、もともと新連邦条約の基礎として採択されたものである（主権宣言のなかにはそのことを明記したのも多い）から、一応原則を定めただけで、直ちに効力をもつとは言えないという側面もある。

まず先頭を切ったのは六月一二日のロシア共和国の主権宣言であった。ⁱⁱそれによると、ロシアが自発的に連邦の管轄に譲り渡したものを除いて、あらゆる問題においてロシア共和国の権力は完全性をもつ。ロシア共和国内では同共和国の憲法・法律が最高性をもつ。同共和国の主権と矛盾する連邦の法令の効力は停止される。ロシアの民族的財産に対してロシア人民が独占的権利を有する。

ロシア共和国の領土が、東はベーリング海峡に至るまでの金シベリア地域を含んでいることが日本では意外と知られていないことに驚くことがある。ロシアとはモスクワ・レニングラードなどウラル山脈の向う側のヨーロッパ地域だけだと思われているのである。実際には、日本にもなじみのある極東のハバロフスク道、ウラジオストクやナホ

トカのある沿海道、サハリン、そして千島列島もロシアの領土である。日本が返還を要求している北方領土も、ソ連ではロシア共和国に入っているのである。

ところで、ソ連憲法によれば、加盟共和国の領土の変更は、その加盟共和国の同意なしには行うことができない。これは一九二二年のソ連邦結成以来の原則となっている。現行のソ連憲法にも明記されている。したがって北方領土を日本に返還するとなれば、ソ連邦内部の問題としてはロシア共和国の同意が必要ということになる。エリツイン議長をはじめロシア共和国の幹部は、ロシア抜きで北方領土の問題を解決することは許さないと表明している。これに関連して、先のロシア共和国主権宣言は、「ロシア共和国の領土は、人民投票の方法で表明された人民の意思表示なしには変更することができない」という条項を置いた。そして九〇年九月にはロシア共和国の人民投票法が制定されている。ロシア共和国の当事者も、北方領土の返還問題は人民投票で決定すると表明している。したがって、ゴルバチョフ政権が仮に北方領土の返還を決意しても、ロシア共和国の人民投票でその承認を得なければならないことになる。

もちろん、日本側は、もともと北方領土は日本の領土であり、ソ連が（したがってロシア共和国も）不法に占領していたものを返還するだけだから、ソ連憲法の定める「領土の変更」には当たらないといった理論構成はできる。その場合は、法律的にはロシア共和国の意向は無視しうることになる。もともと現実にはロシア共和国の立場は政治的に無視できないが、いずれにしても、問題は、ソ連の国家意思をいかにして形成するかというソ連側の内部問題だから、ソ連邦とロシア共和国の間で話をつけてもらうしかない。

ロシア共和国は、この主権宣言を基礎に、同六月二三日には権限区分法を制定しているが、それは後に紹介する。また同じ六月、「人民権力メカニズムに関する決定」を採択し、最高会議議長や首相は他の職務と（党幹部のポストなど）兼任できないという原則を定めた。さらに「権力に関する布告」も採択し、今述べた兼職禁止を反復すると同

時に、軍隊、国家保安委員会、裁判所、検察庁、内務機関、企業、施設、団体などに、党の指導システムを置くことを禁止した。ゴルバチョフ大統領が先の兼職禁止規定に異議を唱えたため、憲法監督委員会がこの規定の審理を行い、憲法違反の結論を下している。

六月二〇日にはウズベク共和国が主権宣言を行った。「刷新されるソ連邦の枠内での経済的・政治的自主性」を宣言しており、穏健な内容となっている。

六月二三日にはモルドビア共和国が主権宣言を行った。同宣言は、土地・天然資源・経済施設等に対する共和国の独占的所有権を定め、また連邦法は共和国が承認した場合のみ効力を有するとしている。さらに同共和国を非武装地域とすることも宣言している。国名もモルドビアからモルドワに変った。さらにモルドワ共和国最高会議は、一九四〇年のソ連軍の侵入をスターリン主義による攻撃、ソ連邦による帝国主義的押しつけとする評価を下した。またソ連軍の侵入の日を解放の日として祝日としていたことを止め、モルドワ語を国語と宣言した八月三一日を祝日とすることに決定した。七月には、先の主権宣言を受けて、連邦法を承認する手続を定めた法律を制定している。この手続で承認されなかったソ連邦の法律は、モルドワでは効力をもたないことになる。

七月一六日にはウクライナ共和国が主権宣言を行った。やはりウクライナの憲法・法律の優先性や、共和国の財産権について定めている。特に財産権について詳細に規定し、土地・天然資源・経済的財産に対する共和国人民の所有権、連邦財産に対するウクライナの持分権、財産の利用方法などを定めている。必要な場合は共和国独自の貨幣を導入することも記されている。連邦機関の行為によって生じた環境破壊に対して補償を求めるとも宣言している。これはチェルノブイリ原子力発電所事故を念頭においている。またウクライナ固有の軍隊や国家保安機関（秘密警察）をもつこと、ソ連軍のウクライナ人兵士は原則としてウクライナの領土で兵役に就き、領土外の任務に就くにはウクライナ共和国最高会議の承認が必要なものも定めている。自国兵士が、かつてであればアフガニスタンに遣られたり、危

除なナゴルノ・カラバフ自治州に派遣されたりすることを阻止するためである。さらにこの主権宣言は、非軍事化・非核三原則・永世中立国の道を追求することを明らかにしている。ウクライナ主権宣言は、ロシアのそれと比べてかなり急進的である。

その後ウクライナ共和国は、ウクライナ出身の兵士をウクライナに帰還させる決定を採択し、連邦の検察庁体系から離脱した共和国の検事総長のポストを設け、あるいは裁判官は政党から離脱するという原則を定めたりしている。

七月二十七日には白ロシア共和国が主権を宣言した。ウクライナの主権宣言に似ており、共和国法の優先性、共和国の財産権、独自軍をもつ権利などを定め、非軍事化・非核化・永世中立国の目標を掲げている。特に、チエルノブイリ事故によって生じた損害の「無条件かつ緊急の補償」をソ連政府に求めているのが目立つ。また白ロシアも、自国兵士を外コーカサスや中央アジアで使用することに反対している。自共和国以外で兵役に就くことに対する反発は強く、多くの共和国が同種の決定を行っているが、人口希薄地の防衛等のため、連邦全体の計画に従う必要があるという反論が連邦側からはなされている。

八月には、トルクメン、タジク両共和国が主権を宣言した。一〇月にはキルギス共和国が、そして最後にカザフ共和国が主権宣言を採択した。セミパラチンスクの核実験場を抱えるカザフの場合は、核実験の全面禁止という内容を含んでいる。加盟共和国の主権宣言はこれですべて出揃ったわけである。当初は主権宣言を無効としていた連邦側も、ロシア共和国の主権宣言以降はそれを放任する態度をとった。主権宣言自体は共和国の強化のために歓迎すべきであるというたてまえを示すと同時に、いずれ新連邦条約を結ぶまでの一時的な状況であるから、事を荒たてたくないという配慮であろうか。

なおソ連邦が大統領制を導入（一九九〇年三月）して以降、それに倣う共和国が増えた。共和国の主権を守るためには強力な権力が必要という理由である。一番最初はカザフ共和国で、早くも九〇年四月にナザルバーエフ大統領を

選出した。その後アゼルバイジャン、モルドワ、ウズベク、トルクメン、タジク、キルギスが大統領制を導入している。イスラム圏はすべて大統領制を採用したことになる。ロシア共和国も、エリツィン最高会議議長が大統領制の導入を追求している。

ソ連の加盟共和国は、従来すべて〇〇ソビエト・社会主義共和国という名称をもっていたが、バルト三国をはじめいくつかに共和国は、国名から「ソビエト」と「社会主義」を削除した。社会主義からの離脱と、ソビエト・システムから権力分立体制への移行という最近のペレストロイカの動向を反映したものである。

さてソ連には、連邦を構成する一五の加盟共和国の外に、自治共和国が二〇存在している。それらはソ連邦の直接の構成単位ではなく、いずれかの加盟共和国に帰属している。ロシアに一六、グルジアに二つ、ウズベクとアゼルバイジャンにそれぞれ一つある。自治共和国も国家体制をとっており、憲法をもち、最高会議・閣僚会議を選出している。しかし主権国家ではなく、ソ連邦からの脱退権もない。新連邦の結成を前にして、これら自治共和国のなかでも、主権宣言を行い、加盟共和国への格上げを求める運動が活発になってきた。

戸 自治共和国で最初に主権宣言を行ったのはカレリア自治共和国であった（一九〇年八月一〇日）。フィンランドとの国境地帯の共和国で、旧フィンランド領を含んでいる。共和国法の優位や、独自外交権を主張している。次いで八月二五日、グルジア内のアブハジア自治共和国が主権を宣言し、グルジアから独立し、加盟共和国として直接ソ連邦に加わることを要求した。しかし同二六日、グルジア共和国最高会議幹部会は、この主権宣言がグルジア憲法その他に違反しているとして無効と宣言した。

同じ八月にはコミ自治共和国、マリ自治共和国、タタール自治共和国が主権宣言を行った。共和国法の優位性や資源所有権などを宣言している。タタールではスターリン主義の犠牲者の名誉回復も行われ、かつてのイスラム指導者スルタン・ガリーエフも名誉を回復した。自治共和国の場合、正式名称は、すべて〇〇自治ソビエト社会主義共和国

という形式をとっていた。加盟共和国の場合はこれから「自治」の語が落ちるわけである。コミヤクターは、加盟共和国への昇格を求めて国名を変更し、「自治」の語を削除した。コミ自治ソビエト社会主義共和国から、コミ・ソビエト社会主義共和国への転換である。加盟共和国の場合は、国名から「ソビエト」や「社会主義」の語を取ることが流行しているが、一部の自治共和国は逆に、これまでの加盟共和国の共通名称を使っているわけである。

九月にはウドゥムルト自治共和国が主権を宣言した。同宣言は、ロシア共和国のなかに留まるとしつつも、共和国の憲法・法律の最高性、生産手段の共和国人民による所有権等を宣言している。ヤクート自治共和国もそれに続いた。一〇月には、プリヤート、パシキール、チュバシ、ナヒチェバンの各自治共和国が主権宣言を行い、それぞれの国名から「自治」の語を取った。一二月にはチエチエン・イングーシ自治共和国とカルムイク自治共和国が主権を宣言した。ウズベク共和国内のカラカルバク自治共和国も主権宣言を行った。こうして自治共和国も大部分が主権宣言を行ったのである。特にクター自治共和国などは人口三六四万人を数え、人口一五七万人のエストニア共和国よりも多い。そのことも彼らが加盟共和国への昇格を求める根拠の一つである。しかし同共和国はロシア共和国に囲繞されており、陸の孤島のようになっている。そのような地理的環境が、加盟共和国への昇格の障害になっているようである。

ソ連の少数民族による自治構成体には、自治共和国の外に自治州と自治区がある。自治州では、九〇年一〇月、ゴルノ・アルタイ自治州が主権を宣言し、ゴルノ・アルタイ・ソビエト自治共和国を称した。同二月には、カラチャイ・チエルケス自治州が主権を宣言し、カラチャイ・チアルケス・ソビエト社会主義共和国の設立を宣言した。グルジア共和国内の南オセチア自治州も同じ一二月、グルジア共和国からの独立と南オセチア・ソビエト民主共和国の設立を宣言した。それに対してグルジア共和国最高会議は、直ちに南オセチア自治州の廃止を決定した。南オセチア自治州と国境を接するロシア共和国内の北オセチア自治共和国は、グルジアに対する反発を強めており、この地域で緊張が高まっている。

ロシア共和国チュメニ州に属するヤマロ・ネネツ自治区（人口約四九万人）も、九〇年一月に主権を宣言した。同じく北極海に面したネネツ自治区（人口約五万五千人）も、主権を有する自治州に格上げし、ロシア連邦共和国の構成主体になることを要求している。同自治区は、この要求が容れられないときは独立を宣言すると言っている。チュコト自治区やコリヤーク自治区も主権を宣言した。

従来自治構成体がなかった所にも、共和国の設立を宣言する例がでてきた。モルドワ共和国がソ連邦からの自立性を強めるにしたがい、それに刺激されて、同共和国内のトルコ系ガガウス人の居住地域は、九〇年八月、モルドワから独立したカガウス共和国の設立を宣言した。同じくモルドワ共和国のロシア人居住地域は、同年九月、ブリドネストル共和国の設立とモルドワからの独立を宣言した。モルドワ共和国側はこの二共和国の創設を認めず、以後モルドワ内では一触即発の状態が続いている。

以上のような主権の宣言や、新しい国家の設立には至らないまでも、州や市・地区レベルでも自主権を主張する傾向が強まった。村ソビエトや企業まで主権を宣言している。われわれになじみの深いサハリン州は、経済学者フョードロフを州知事に迎えて改革にとりくんでいるが、同氏は、サハリンを主権共和国と宣言することを決意しているとも伝えられる。主権宣言をしなくても、企業などの国有財産を地方の財産と宣言する例もある。またクリミア州会議は、一九四五年に廃止されたクリミア自治共和国の復活を求める決議を採択した。

九〇年四月に制定された地方自治法が、このような傾向に拍車をかけたといわれる。ロシア革命後「地方自治」概念は否定されており、それが復活したのはここ二三年のことである。この法律の内容自体はあいまいであり、地方問題の解決に際しては地方ソビエトが自主性・独立性をもつという程度のことであるが、それを活用して地方の権限を拡大しようというわけである。ポポフ氏は、モスクワ市議会議長に就任すると、直ちに国営住宅の個人への売却政策を打ちだした。従来国有財産は全連邦所有（管理権は下級機関に下されるが）であり、連邦の許可なく住宅の売却

ができるとは思えないが、同市では市民投票を行ってその是非を問おうとしている。

ソ連のマスコミは、このような傾向を、「主権のバレード」、「主権の勝利行進」、「主権のウイルス」などと呼んでいるが、このような状況は、ロシア革命直後の時期に類似している。当時「全権力をソビエトへ」という場合のソビエトは、直接には末端の市・村のそれを意味していた。末端のソビエトが主権を有するという「ソビエト主権論」も当時は展開されていた。州や市、村までも国家を名のったり、政府を選出したりする例もあったのである。今日の情勢も、それによく似てきている。従来のソ連邦は、半封建的な分権体制であったが、共産党の支配力によってかつて集権体制が維持されてきた。共産党の力が緩んだ今、ソ連邦を統合するものは法の支配原則の確立による近代的な意味における集権国家の形成以外にない。しかしその前提として、独立を望む民族には独立を認める以外にないであろう。

(1) これらの主権宣言を無効としたソ連邦最高会議幹部会の決定は、次の資料集に収録されている。「ソ連の憲法体制・連邦制度をめぐる最近の状況」(『神戶法学年報』第六号、一九九〇年)。

(2) ロシア、ウクライナ、白ロシアの三共和国の主権宣言も註(1)の資料集に収録されている。

(3) これらロシア共和国の一連の法令も、註(1)の資料集に収録されている。

(4) *Ом Твор Фиром Елнства, «Известия», сентябрь 1990г.*

(四) 旧連邦の展開

ロシア革命が起つたのは一九一七年であるが、ソ連邦が結成されたのは一九二二年のことである。ロシアはソ連邦を構成する一共和国にすぎないが、それ自体も内部に数多くの民族を抱えており、連邦体制をとっている。ロシア共

和国の正式名称は、ロシア社会主義連邦ソビエト共和国（その後「ソビエト」と「社会主義」の語順が入れ代った）であった。ただしロシアの方の連邦は「フェデラーツィア」、ソ連邦の方は「サユース」で、ロシア語の単語は違ふ。わが国でも以前、「ソ連邦」の方は「ソ同盟」という訳語を使っていたことがある。その方が原義に近い。

このようにソ連は連邦体制をとっているが、ロシア革命が成功する以前は、ボリシエビキは反連邦主義者であった。連邦制度は、あるいは前近代的・封建的な分権体制の残滓であり、あるいはブルードン流の「自由な人間の自由な連合」という無政府主義的な内容をもっていた。そのためもともとマルクス主義者は反連邦主義者であり、中央集権主義者であることを自認していたのである。一九一七年の二月革命直後に、当時ボリシエビキの民族問題担当者であったスターリンは、「連邦制度に反対する」という論文を書いている。これが当時のボリシエビキの一般的立場であった。しかし十月革命後の一九一八年一月、第三回ソビエト大会は「ロシア共和国の連邦制度について」の決定を採択し、連邦制度の採用を決定した。しかしそれは積極的に連邦制度を承認したものではなく、少数民族の離反を阻止するための一時的な妥協策であった（今日提唱されている新連邦条約も、バルト三国その他の独立を阻止するという目的をもっており、歴史は繰り返している）。そのため連邦制は単一中央集権国家への過渡的形態とみなされていたのである。しかし一旦連邦制度を承認すると、それは一人歩きを始めた。革命直後の熱狂的な下からのエネルギーの噴出のなかで、無政府主義的な連邦論が有力な思想潮流として登場したのである。半直接民主主義的な「ソビエト」権力論もそれに拍車をかけた。末端の市・村のソビエトを独立した国家であるかのようにみなすソビエト主権論、工場などの生産単位を国家に代る労働者の結合体とみなすアナルコ・サンジカリズムの傾向、州を独立国家とみなす州自立主義などが当時跋扈したのである。また実際に當時は州や郡が政府を作ったり、地方が中央の法律を適用するか否かを独自に判断する権利を主張したり、今日のソ連に似た状況が存在したのである。このような思想と現実からは、連邦制は、共産党の理想である国家の死滅へ向けての過渡的な形態とみなされていた。

革命後採用された連邦制度はこのようなアンビヴァレントな性格をもっていた。一方ではそれは中央集権国家への、他方では国家死滅への過渡的形態とみなされていたのである。その後の歴史をみると、ソ連の連邦体制は、結局単一集権国家への過渡的形態であったということになる。

一九一八年にロシア共和国憲法が制定され、連邦制度を定めた。憲法はソビエト民族共和国や自治州について規定している。前者は自発的にロシア共和国に加盟するものとされ、後者はロシア共和国と自治州の共同決定によってロシア共和国に加盟するものと説明されていた。しかし実際にはそのような手続でロシア共和国に加盟した例はない。ロシア共和国には少数民族からなる自治共和国や自治州が確かに存在した。しかし自治州はロシア共和国の一方的布告で形成されたのであり、革命前の県と何ら変るところはなかった。自治共和国の場合も、多くはロシア側の一方的布告で形成された。自治共和国の自治権の範囲は個別的にその布告で定められており、共和国毎に異なっていたのが興味を惹く（新連邦条約案の準備過程でも、一時このように多元的な連邦案があった）。

いずれにしるロシア共和国の連邦制は、独立した国家が自発的に結成した（憲法のためまえばそうなっているが）ものではなく、ロシア側が一方的に決定したものであった。自治共和国・自治州は、連邦の構成単位ではなく、単一国家内部の自治体であるにすぎなかった。例えばバシキール自治共和国はロシアの一部であつて、バルキールとバシキールを含まないロシアが連邦原則によつて新しい連邦国家を形成したわけではない。したがつてロシア共和国は、連邦を名のつてはいるが（今日でも）、実際には連邦とは言えない。

さて一九二二年三月には、外コーカサス社会主義連邦ソビエト共和国が結成された。これは、たてまえば、主権を有するアルメニア、グルジア、アゼルバイジャンの三共和国が自発的に形成した連邦ということになっている。しかし現在ではこの三つのソビエト共和国の成立自体、ロシア赤軍の侵入によるものと批判されている。そして外コーカサス共和国も、連邦とはいえ、行政機構はすべて中央に集中されており、単一国家的色彩が強かった。

さて、ロシアと他のソビエト共和国（ウクライナ、白ロシア等）の關係は、一九一九年以來、個別的に條約を結んで、軍事・經濟機構の統合化を圖るという方法がとられた。この統合化は、ロシア共和国の最高權力機関が他の共和国の最高權力機関を兼ねるといふかたちで行われた。対等者間の條約という形式をとりながら、事実上はロシアへの吸収・合併であつた。國家機構は形式上別でも、背後にある共產黨組織は單一（共產黨組織は今日でも連邦原則を否定している）であるから、ロシアの法律をそのまま他の共和国でも「登録」手續によつて施行したり、登録も何もしないでそのまま適用したりしていたのである。

一九二二年一月に、ロシア、ウクライナ、白ロシア、外コーカサスの四共和国によりソ連邦が結成され、一九二四年には最初のソ連憲法が制定された。後者は二二年のソ連邦結成條約を基礎にしたものである。ソ連邦は四つの共和国が自由意思で結集したものであり、連邦からの自由な脱退権を有するとされている。ソ連邦は固有名稱をもたない名稱として全世界に開かれており、未來の「世界社会主義ソビエト共和国」を展望するものとされていた。ソ連邦の「連邦」は「サユース」（同盟）という言葉を使っている。これは「連邦」（フェデラティブ）と同義とされているが、當時は、より緩やかな結合体とする理解が多く、ソ連は「連邦」ではなく「國家連合」だとする見解も多かった。他方でサユースには、志を同じくする者の結社というニュアンスもあり、より集権的な性格ももっている。サユースという言葉自体アンビヴァレントな性格をもつていたのである。

このようにして一九二二年に結成されたソ連邦が、現在まで継続していることになる。その内部構造は一九三六年憲法、一九七七年憲法と変化してきたが、新連邦條約以前（一九七七年憲法）の連邦の構造を簡単に整理しておけば次のようになる。

まずソ連邦は、「諸民族の自由な自決および同權のソビエト社会主義共和国の自由意思による統合の結果結成された統一的連邦多民族國家である」（第七〇條）ことになっている。他方で加盟共和国は、「ソ連邦に統合された主權的

ソビエト社会主義国家」であり、加盟共和国も主権国家であることになっているのである。

連邦管轄は徐々に拡がってきた。二四年、三六年の憲法では、連邦管轄は制限的に列挙されていた。しかし七七年憲法では、列挙の後に、「全連邦的意義を有するその他の諸問題」という項目が追加され、連邦側が連邦事項と判断したすべてが事実上連邦管轄となった。憲法はこれらの実質的な管轄領域の列挙とは別に、法律の制定権という角度からも連邦管轄を定めている（法文の形式の点からは奇妙な規定形式である）。連邦が立法権を有する（全連邦レベルの基本法の制定）のは、二四年憲法では、民法、刑法、労働法、裁判所法、訴訟法などに限定されていた。しかし三六年憲法ではその列挙が拡がり、七七年の憲法では、基本法の制定一般が無限定に連邦の管轄とされるに至っている。具体的な例を一つあげれば、家族・婚姻法はかつては共和国が自由に制定できたが、現在は連邦の家族・婚姻基本法があり、その範囲内で共和国の家族法を制定しうるにすぎないのである。

連邦管轄の拡大は、官庁の配分をみても明らかである。二四年憲法では連邦省（当時は人民委員部）は五だけで（外務・貿易・軍事・交通等）、統合省（連邦・共和国の双方にある）が五（財政・最高国民経済会議等）、共和国省は六（内務・司法・農業・教育等）であった。三六年憲法では、全連邦省（連邦にのみある）は三（貿易・海運・交通）、連邦・共和国省（連邦・共和国の双方にある）。連邦は共和国の省をとおして行政機能を果たす）は八（国防・外務・教育・財政等）で、ロシア共和国の共和国省（共和国にのみある）は七（公共事業・社会秩序・社会保障等）であった。七七年憲法のもとでは、全連邦省は二六に膨れ上った。その多くは部門別産業省といわれる防衛工業省、電子工業省、石炭工業省、造船工業省、冶金省等々であり、ソ連の国営企業の多くをその傘下に収めているのである。連邦・共和国省は一一（外務省・内務省・財政省等）である。その他、全連邦国家委員会が四（国家科学・技術委員会等）、連邦・共和国国家委員会が一五（ゴスプラン）国家計画委員会、国家保安委員会等）がある。それに対して共和国だけに存在する共和国省は、ロシアの場合一〇存在した。日常生活サービス省、公営企業省、社会保障省などがそれぞれあ

る。

全連邦省は、連邦が全一的に支配している。部門別産業省のように、経済の根幹は連邦が掌握している。他方で共和国は主としてサービス部門に携わっているわけである。連邦・共和国省や連邦・共和国國家委員会は、連邦と共和国の双方に同名の官庁があるわけであるが、実際には連邦が共和国を支配しており、またそれを正当化する各種訓令がある。例えば外務省は連邦・共和国省であり、各共和国にも外務省があるわけであるが、ロシア共和国に外務省が存在したことを知る人は少ない。まったく有名無実の存在だったわけである。

工業製品の生産高からみると、連邦管轄企業は五八パーセント、連邦・共和国管轄が三六パーセント、共和国管轄は六パーセントである。わが国では三割自治という言葉があるが、ソ連の共和国は六パーセント自治と言えなくもない。またロシア共和国に存在する企業の七〇パーセントは連邦管轄で、人員の七三パーセント、基本資産の八七パーセントは連邦管轄企業に属している。経済的には連邦の権限が圧倒的に強力なわけである。ロシア共和国内のヤクト自治共和国の例をみると、連邦管轄企業（大企業）は八〇パーセント、ロシアとヤクトの共同管轄は一八パーセント（商店、食堂等）にすぎないという。

ゴルバチョフ大統領は、ソ連邦が分解すると一五の核大国が生まれることになると言っているが、逆である。核兵器は連邦が独占しているのであるから、連邦が消滅すれば核大国もなくなる。あるいはロシア共和国が引き継ぐかもしれないが、一五の核大国が生まれるはずはないのである。

さて連邦と共和国の権力関係は法的にどのようなように構成されているのか。すでに述べたように、連邦の憲法・法律は共和国の憲法・法律に優先する。このことを保障する制度は次のように整理できる。まずソ連邦大統領は合法性保障権をもっており、連邦法に違反する共和国法を破棄できる（以前はソ連邦最高会議幹部会がこの権限を有した）。憲法監督委員会は、共和国法が連邦法に違反する場合その善処を求めることができる。ソ連邦の人民代議員大会は、万

能の機関として、共和国の違法な法令を撤棄できる（この点には疑問点を留保する）。ソ連邦最高会議は加盟共和国政府の決定の撤棄権をもつ。ソ連邦政府は、加盟共和国政府の決定の停止権をもつ。

このような制度によって、連邦の法体系の一体性が保障されているのである。連邦側が圧倒的に強いわけであるが、それを若干是正する措置が一九九〇年の権限区分法でとられることは後に述べる。加盟共和国の側は、主権宣言等で、逆に共和国法の連邦法に対する優位を主張していることもすでに述べた。この問題の最終的決着は新連邦条約で画る以外にない。

さて、連邦と共和国の紛争のなかで、ロシア共和国の占める地位は独特である。ロシアは欠陥国家であるとか、「国家の痕跡」にすぎないといったことが最近言われる。ロシア共和国はソ連邦の中核でありながら、実際には国家の態をなしていないというのである。例えばロシア共和国には、内務省、国家保安委員会、ラジオ、テレビ委員会といった重要な省庁がなかった（ウクライナその他の共和国にはある）。共産党組織についても、ロシア共産党なるものは存在しなかった（カザフ共産党等、他の共和国の共産党はある。一九九〇年ロシア共産党が復活した）。コムソモール、科学アカデミーなども同じだった。

しかしこれらの事実、ロシアが不当に差別されていることを意味しなかった。当初はむしろ逆だったのである。一九二二年のソ連邦の結成に際して、レーニンの「連邦」論とスターリンの「自治」論が対立した。「自治」論とは、ロシアと他の共和国が対等の資格で連邦を結成するのではなく、他の共和国をロシア内部の自治共和国にしようという考え方である。先にみたように、ロシア共和国自身も連邦を自称しており、内部に自治共和国・自治州などを抱えている。ロシアは連邦というよりも単一国家であり、その中に少数民族の自治体が存在するだけである。スターリンは、ウクライナ、白ロシア等の共和国も、自治共和国としてロシアに包摂しようと考へたのである。スターリン案は結局否定され、たてまえ上は対等な共和国の自発的結成によって「連邦」が結成されることになった。

しかしソ連邦の実態は、スターリン型自治に近かった。つまりウクライナ以下の共和国とロシア共和国が共同でソ連邦を結成したのではなく、後者が前者を吸収合併した上で、ロシア共和国がソ連邦を名乗ったのである。そう考えれば、ロシアが国家として不完全で一連の官庁を欠いていた理由も理解できる。ソ連邦はロシアであったから、ソ連邦に存在する官庁と重複するような機関はロシアには不要だったのである。共産党組織の場合は特にそうであった。ソ連共産党があれば、それとは別のロシア共産党は不要であった。ソ連共産党の政治局員は圧倒的にロシア人が多かったし、それはロシア共産党そのものだったのである。

しかし、ロシアは、連邦をとおして他の共和国を支配もしたが、恩恵も与えてきた。周辺の小民族を連邦に繋ぎとめるためには、自らを犠牲にしなければならなかったのである。そのためにロシア人には被害者意識がかなり強い。ロシアは国民所得の六一パーセントを生産しながら、生活水準は連邦内で八番目だといった議論もある。ロシアは輸出で八四億ルーブル稼いでいるのに、ロシアの収入になるのは六三〇万ルーブルだけだという。ロシアの国家供給委員会が配分しているのはロシア共和国領土上の生産物の一パーセント以下であり、ロシアの国家計画委員会が関与しているのはロシア共和国領土上の工業製品の四一五パーセントにすぎない。ロシアは不当に差別されているというのである。

シラーエフ・ロシア共和国首相は、ロシアから連邦に一、〇〇〇億ルーブル納付し、連邦からロシアに返ってくるのは三〇〇億ルーブルだけだと発言している。またロシア共和国領土上の連邦管轄企業の収入一、四一七億ルーブルは、連邦予算へ七一六億ルーブル、ロシア共和国予算に七〇一億ルーブル配分されている⁵。どちらにしても、ロシアから連邦に約七〇〇億ルーブルの金が吸い取られているという計算になる。ロシア共和国のエリツィン議長が、連邦への納付金を七〇〇億ルーブルから二〇〇一三〇〇億ルーブルに減らすという発言を繰り返しているのは、このことを指すのであろうか。

このようなロシア人の民族意識は、他民族の自立傾向のなかでいっそう促進された。他民族はロシアに大きく依存しているにもかかわらず、ロシアの支配を批判し、ロシアから自立、独立していかうとしている。ロシアが自らの民族的利益を主張し始めたのも当然であった。九〇年五月の調査によれば、ロシア人で、連邦からの離脱を含む経済的・政治的独立に賛成するもの一四三パーセント、経済的・政治的権利の拡大一三五パーセント、現状維持一八パーセントである。独立志向が多いのに驚く。ロシアが主権を宣言し、ソ連邦に對抗して自主権を主張している背景にはこのような状況があるのである。ソ連邦なしでもロシアは存在しうるが、ロシアなしにはソ連邦は成り立たない。このような強みを利用し、ロシアは今発言力を急速に増している。ソ連邦とロシア共和国の二重権力が存在するような状態になっているのである。もともとロシア共和国は、今のところ、やんちゃ坊主が我儘を言っているようなもので、非力だからこそ、口先だけは威勢のいいことを言っているといった感じである。

現在のところ、エリツィン等の急進派が、ロシア民族主義の水路を連邦との対抗の方向に向けている。しかしそれが、少数民族に矛先向ける大国主義へと変身する危険性もあるのである。

一九七七年の憲法体制のもとで、加盟共和国は一五、自治共和国は二〇、自治州が八、自治区が一〇存在する。自治共和国は加盟共和国に所属し、自治州は加盟共和国または道に所属する。自治区は道または州に所属する。加盟共和国単位は州または道（サハリン州、ハバロフスク道、沿海道など）であり、自治州・自治区もほぼ同じレベルである。なお州の下の行政単位は市や地区（農村）である。

ソ連の連邦国家としての性格が国家の組織編成の上に表示されているのは、次のような点である。ソ連邦人民代議員の選挙は、地域区と民族区に分れて行われる（それぞれ定数七五〇）が、地域区は人口比に応じて選出されるのに対して、民族区は、各加盟共和国から三二人、各自治共和国から一人、各自治州から五人、各自治区から一人選出され

る。ソ連の人口の半分を占めるロシア共和国も、後者の約八〇分の一の人口しかないエストニア共和国も等しい数の代議員をもつのである。以前は全連邦が一枚岩であったから、このような議席配分にあまり意味はなかったが、今日では少数民族保護の意味をもちうる。ソ連邦最高会議の民族院も、各加盟共和国から一人、各自治共和国から四人、各自治州から二人、各自治区から一人の代議員で構成され、同じように少数民族優先の構成になっている。

また連邦関係会議や連邦最高裁には、加盟共和国の首相や最高裁長官がメンバーとして加わるし、連邦憲法監督委員会や連邦最高会議幹部会にも、加盟共和国の代表が加わる。連邦評議会も同じである。このように、連邦の最高機関に共和国代表が参加することは、その組織の連邦的性格を表現しているといわれる。なおこの点では、党の組織原則として連邦原則の採用を否定しているソ連共産党も、最近若干連邦原則をとり入れたといえる。九〇年の第二八回共産党大会で、政治局が改組され、加盟共和国共産党の第一書記は自動的に政治局員になることになったからである。

(1) 以上の経過については、拙著「ソビエト憲法理論の研究」(創文社、一九八四年)参照。

(2) См. Демократизация советского общества и государственно-правовые аспекты национальных отношений в СССР, «СПИД», 1989г., №1, стр. 36; Суверенитет и экономика, «Правда», 18 октября 1990г.

(3) См. Суверенитет против войны законов, «Труд», 11 декабря 1990г.

(4) См. Пятьсот дней, «Известия», 5 сентября 1990г.

(5) См. Финансовый суверенитет республик, «Экономика и Жизнь», 1990г., №34.

(6) См. Каким путем мы пойдём..., «Аргументы и Факты», 1990г., №21.

(五) 新連邦の論理

國家の結合形態は、いくつかの型に分けられる。通常行われる区分は連邦と國家連合である。両者の区分についても明確な基準があるわけではないが、例えば理論的には主權の存否が問題になる。連邦國家は主權を有するが、國家連合は主權國家の連合体であつてそれ自体は主權國家ではない。國家連合は直接それを構成する市民をもたない。國家連合の政府規模は小さく、軍事・外交等の限定された機能を実現するだけである。國家連合は独自の財政基礎をもたず、それを構成する國家の予算から必要な経費が振り替られるだけである。國家連合の法律はそれを構成する國家による批准を必要とする。構成単位となっている國家は、國家連合からの脱退權を有している。

このような緩やかな結合体としての國家連合は、歴史上例は多くない。典型的な例としては、アメリカが独立宣言を發してから憲法を制定するまでの約一〇年間（一七七八—一七八七年）の一三州連合がある。一九一七年のロシア革命から一九二二年のソ連邦結成までの短期間も、ややそれに似た点があつた。一九二二年結成のソ連邦自体、加盟共和國の主權や脱退權を認めていた点で、國家連合的性格をもつていたし、当時そのような説も展開されていた。しかしこのような緩やかな連合体は、安定した構造を創りえず、特にソ連邦のように、連邦も加盟共和國もともに主權を有するという二重主權体制の維持は、強度の緊張を強いられ、長期的には存続しえない。新連邦条約準備過程では、モルドワ共和國などが國家連合を主張した。

それに対して連邦は、それを構成する支分國が、自らを主權の一定部分を自發的に提供し合ひ、新しい主權國家を形成したものである。支分國には、自發的に譲渡したもの以外の權限が残るが、もはや獨立國家ではなく、一般的には連邦の一構成部分でしかなくなる。アメリカ合衆國も、当初は州の權限がかなり強力であつたが、州の枠を超えた經濟の發展を背景に徐々に連邦の權限が強まり、今日では單一國家といつてもいいほどである。もっとも州は独自の法体系をもち（例えば州によつて婚姻年齢は違ふし、犯罪の種類も違ふ）、州知事の威信はわが國の県知事などは

比較にならないほど高い。ソ連も当初は、加盟共和国の自主性はある程度高かったが、その後集権化が進んだ。もつとも封建的な地方轉機が根強く、地方のボスの独断ぶりはひどかった。公式の権力は単一國家的であったが、実態はある意味で連邦的であった。

國家の結合形態として、連邦、國家連合の他に、最近用いられる言葉として、「共同体」(サオプシエストヴォ)や「友好体」(サドウルジエストヴォ)がある。前者はヨーロッパのECを指す時にも用いられる言葉である。ソ連邦のあるべき新しいモデルとしてEC型を提唱するものもかなりあり、それとの関係でこの表現が登場している。「友好体」も、エリツインをはじめ、多くの論者が使っている。エリツインはイギリスの大英連邦を念頭においてこの語を用い、ソ連邦を、形だけになった大英連邦と同じように、緩やかな連合体にすることを提唱した。その場合ゴルバチョフ大統領の地位は、大英連邦女王のような象徴的な存在になり、ロシア共和国のトップ・リーダーが実質的な指導者になるというわけである。これはゴルバチョフ大統領とのかけひきで行った発言で、必ずしも本意とは言えないが。また「友好体」のイメージの一つとして、いわゆる「フィンランド化」が指摘されることもある。独立を望む共和国にはそれを認めた上で、ソ連・フィンランド関係のような友好な関係を結ぶという考え方である。

一九九〇年春以降、ゴルバチョフ大統領の構想が「主権國家連合」であると日本では報道された。しかしこれは今述べた「國家連合」のことではない。従来どおりの訳語を使うならば、ゴルバチョフ大統領が提唱したのは「主権國家連邦」であるにすぎない。一九二二年の連邦もたてまえ上は主権國家の連邦であったから、この点では新しい点は何もないのである。ただ従来と違って加盟共和国の自主権を實質的に尊重するといっているのであるが、そのうち再び集権化が進むことになろう。

「根本的に刷新された連邦」というのが合言葉になっている。「新連邦条約」という言葉は使っても、「新連邦の結成」とは決して言わない。「根本的」という言葉はついているが、ともかく現在存在している連邦を所与の前提として、

その刷新を画するという戦略である。連邦は、主権国家が自発的にその権限の一部を連邦に譲渡することによって成立すると説明されている。そうだとすれば、現連邦の側が、共和国に対して、新連邦条約の内容を強制するようなことがあってはならない。独自の軍隊を持つ権利を放棄しないという共和国があれば、それを認めないわけにはいかないはずである。連邦側は、それが嫌であれば、連邦に加入させてやらないという以外にない。また条約締結を拒否すれば、その共和国は論理必然的に連邦外の存在となって独立国家となることになりそうである。しかし現連邦側はこのような論理を認めようとするまい。彼らからみれば、問題は新連邦の結成ではなく、旧連邦の刷新にすぎないのであるから、新連邦に加盟しない共和国については、旧連邦の効力がそのまま残るといふ考えである。しかし新連邦条約の締結によって旧連邦はもはやなくなるのであるから、そのような論理は成立し難いと思われるが。

新連邦条約締結の理論的問題として、その主体が問題となる。まず現連邦は主体なのかどうか。連邦は、主権を有する国家が自発的にその権限の一部を相互に譲渡することによって成立するのであるから、現連邦はその主体たりえない。既存の連邦と各加盟共和国が条約を結ぶのではなく、加盟共和国が共同で条約を締結することになる。しかし現在の力関係では現連邦を抜きに新連邦を結成することは不可能であり、新連邦結成のイニシアティブを握っているのは現連邦である。それに対してロシア共和国は、他の加盟共和国との個別条約を次々に締結し、現連邦抜きで新連邦条約の結成の基盤作りをしてきた。ロシア共和国以外にも相互協定を結ぶ例が続いている。しかし新連邦条約の問題は現連邦主導のかたちで展開している。

新連邦の主体の問題としては、自治共和国の問題も大きい。多くの自治共和国が主権を宣言し、加盟共和国への昇格を求め、新連邦の構成主体となることを要求している。これら「自治」体の存在は、既述のスターリン型「自治」論の遺産であると非難されている。しかし加盟共和国への昇格は現加盟共和国からの分離・独立を意味し、現加盟共和国の領土の変更となる。現憲法によれば、領土の変更はその加盟共和国の承認が必要であるため、この点がネック

になつてゐる。ただ自治共和国を一番大量に抱えているロシア共和国は、自治共和国の自立に前向きの姿勢を示している。自治州や自治区もすべて共和国に格上げし、ソ連邦を五三の共和国の連邦にすべきだといふ提案も多い。その場合アメリカ合衆国が五〇の州から成ることにしばしば言及されている。人口百万人以上の民族を構成主体にすべきだといふ主張もある。その場合は、ユダヤ人、ドイツ人、ポーランド人などにも共和国を与えることになる。

民族構成体だけでなく、地域単位で連邦構成主体を作ること認めるべきだといふ主張もある。例えばモスクワ州、レニングラード州、極東地域などである。極東にはかつて一九二〇—二二年に極東共和国（ソビエト・日本間の緩衝国家）が存在したが、九〇年一月には、極東の八地域（ハバロフスク道、沿海道、アムール州、チタ州、サハリン州、カムチャツカ州、ヤクート自治共和国）の議会・行政の代表による極東協会が設立されている。将来この地域が、ソ連邦からの自立をめざす可能性もないではない。さらに新連邦をめぐって、従来とまったく異なつた構想もある。例えばソルジエニーツインは、三つのスラブ系民族（ロシア、ウクライナ、白ロシア）だけの連邦を主張して、話題を呼んだ。「バルト・黒海連邦」構想というのもある。バルト海から黒海に至る五共和国（バルト三国、白ロシア、ウクライナ）による連邦結成である。

連邦と共和国の権限の区分は、やはり最大の問題である。連邦の権限としてウクライナは四機能説（環境・宇宙・防衛・調停裁判所）、カザフ共和国は六機能説、モルドワ共和国は中央の統治機能否定説を展開している。ウクライナは固有の貨幣制度を主張し、モルドワは連邦固有の所有権を否定し、白ロシアとウクライナは固有の軍隊をもつ権利を主張している。グルジアは連邦大統領に対する拒否権を要求している。

このような多様な主張のなかで、一時は不均一な連邦構想が盛んに提唱されていた。これは各加盟共和国で連邦に譲渡する権限に相違があつてよいとするものである。ある共和国は主権の七割を、他の共和国は三割を連邦に譲渡するといった感じになる。バルト三国や分離主義的傾向の強い共和国を繋ぎ止めるために考案されたものである。その

後この構想は影が薄くなったが、連邦制を維持するために、最終的には一部の共和国には例外を認めることもありうる。なお共和国のなかには国名から社会主義を外した国もあり、新連邦は体制を異にする共和国の結合した「多ウクリード連邦」だとされている。

連邦と共和国の法令の効力関係についても、連邦法が一方的に優位であるという見解に修正が加えられた。例えば連邦管轄については連邦法が優位で、共和国管轄の問題については共和国法が優先するというような考え方が有力に展開された。このこと自体は論理的にはおかしいが（連邦管轄については連邦法が優先するのではなく、連邦法しか存在しないはずである）、ともかく共和国法を尊重しようとする姿勢が窺える。

一番大きな問題は、市場経済移行問題と連邦問題の関係である。市場経済への移行と共和国の主権は、ともに熱心な改革派が主張している。この両者は、分権化・民主化を主張している点で共通するものがある。しかし統一市場論と分断的な共和国主権論は、同一の論者が主張しているものでありながら、矛盾する面がある。

一般に市場経済の展開はナショナルリズムを高揚させる。西欧近代の民族国家は市場経済の発展のなかで生まれた。統一的な市場はまず民族単位で形成されるからである。あるいは普遍的な性格をもつ市場が民族の壁によってさし当り閉鎖されるともいえる。ソ連の場合も、市場経済への移行がソ連邦を民族国家に分解する方向に作用することも考えられる。しかし民族的市場を成り立たしめた根拠である言語の壁はソ連にはない。ロシア語は共通語として一応全連邦で通用する。また革命後の歴史が形成してきた経済の全連邦的な連関構造もある。地方の共和国は全連邦的な分業体系のなかでモノカルチャー型経済を強制されてきており、経済的に自立する力がない。とすると、ソ連の場合市場経済への移行は、民族の壁を超えた経済の一体性を作りだし、連邦の分解を阻止する方向に作用すると思われる。あるいは連邦の分解を阻止することなしには市場経済への移行はうまくいかないことになる。

市場経済への移行を説く経済学者は、連邦強化論者であり、共和国への分断傾向を批判している。共和国主権の強

謂は、共和国間でレールを取り替るようなものだ（ソ連とその周辺国家では鉄道のレールの幅が異なるため、国境を超えるためには列車を持ち上げて車輪を取り替えなければならない。ソ連の国境ではそんな面倒なことを毎日しているのである）というのである。一九二二年のソ連邦結成が、形態的には国家連合的であったにもかかわらず、内容的には単一国家に転換していったのは、ネップ経済と関係があるという説もある。ネップの市場経済が要求した統一市場がソ連邦を単一国家に変えたというのである。E.C.の例もよく引き合いにだされる。E.C.のように市場の統合から政治統合へ進むというのが経済の発展法則であるにもかかわらず、ソ連は主権宣言で逆の道を進んでいるという批判である。もっとも広大な領域をもちながら、交通・通信部門に致命的な弱点をもつソ連においては、全連邦市場とは別に、いくつかの地域市場（例えば極東経済圏）が複合的に成立する可能性もある。

これまでのソ連が半封建的な分散した権力構造をとってきたことを考えると、統一市場の形成のためには、その閉鎖的な地域主義を解体・統合して近代的な中央集権国家を作る必要性はいっそう高い。大統領制のような集中権力が必要とされた原因の一つもそこにあった。

このようにみえてくると、市場経済への移行を主張する改革推進派が、他方で共和国の主権を要求するのは一見矛盾しているようにみえる。しかも市場経済への移行が順調に進めば、それは本質的には矛盾していない。共和国主権の主張の中心は多様であるが、改革派の要求は従来の官僚主義的な連邦管理機構（例えば部門別産業省のような連邦省）の廃止を要求しているのであって、その機能を共和国レベルで再生させようとしているわけではない。それなら一つに代って一五の官僚統制国家が生まれるだけのことである。これまでソ連の国营企業は、連邦管轄のものと同和国管轄のものに分けられていた。共和国主権論は、連邦管轄企業を共和国管轄に譲れと要求しているわけではない。市場経済論者シャターリンは、日本の三菱をとりあげて、三菱は日本国家の管轄か、それともどこかの県の管轄かといった例で説明をしている。市場経済のもとでは企業自体がいわば主権者であり、国家にも県にも所属するわけでは

ない。企業はただ法律にのみ従属しており、どのレベルであれ権力はそれに介入しないのだというのである。

改革派の主張は、一市場経済への移行に伴って膨大な官僚機構は不要になるはずであり、連邦であれ共和国であれ国家機能は大幅に縮小できる。そして残る国家機能（経済の基盤作り、夜警国家的側面、福祉国家的側面、人権保障等）については共和国の権限を拡大する——というものである。つまり中間に介在する膨大な半封建的官僚機構を解体し、その権限を、近代的・法治国家的な意味における集権国家としての連邦と共和国で分轄することになる。したがって理論的には市場経済移行論と共和国主権論は調和しうる。

しかし実際には、市場経済への移行はそう簡単にはいきそうにない。そのような条件のもとで、連邦と共和国の権限争いも、共に近代化してスマートになるのではなく、半封建的な官僚機構の奪い合いの様相を呈している。全連邦の統一市場ができるどころか、反対に、主権共和国、州、都市がそれぞれ閉鎖国家になって、その内部で命令的・官僚的経済運営がなされている。古い統制経済は崩壊しつつあり、各人、各地域、各共和国は、自分の利益だけを追求している。そのような私的利益の追求を全体の利益へと媒介するところの市場はまだ存在していない。地方は都市に食料を売り惜みする。ルーブルが信用を喪失するなかで、貨幣を媒介としない物々交換が拡がっている。共和国間で協定を結んでも、一方側が勝手に条件を変えらるため紛争が生じている。肉の値上げのためロシアとウクライナ間で紛争が生じた。エストニアが小売価格を値上げしたため、エストニア市民は白ロシアやレニングラードで商品を買ひ漁り、これら地域に損害を与えた。

このような状況のもとで、共和国、地域、市単位の閉鎖的経済ブロックができてきつつある。都市では買ひ物に際してパスポートを提出させ、地域市民以外には売らないようにする。クーボン券制度・配給制度も拡大している。共和国間に壁ができて、物資の移動が統制されている。例えば、九〇年一〇月、白ロシア共和国最高会議は、「共和国消費市場保護臨時措置法」を制定し、同共和国からの消費物資や原料、発明・発見に関する文書を勝手に持ち出すことを

禁止した。¹³⁾ 共和国内の契約締結が終らないうちは他の共和国の相手との契約締結を禁止している共和国もある。封建的な割拠制度への移行である。一部の論者は、これを、「フェアラリズム」(連邦制度)ならぬ、「フェオダリズム」(封建制度)への移行だと皮肉っている。¹⁴⁾

ソ連邦とロシア共和国の關係は特殊の性格をもつ。それは連邦と加盟共和国の關係一般とは異なっている。すでに述べたように、もともとソ連邦とはロシアそのものであった。ロシアが他の共和国を内に包摂したうえで自らをソ連邦と名のつたのである。確かに両者の間には利害の対立がある(連邦と共和国の争い、およびソ連邦の主導権をめぐるゴルバチョフ派とエリツィン派の争い)が、それは根本的なものではない。一見奇妙にみえるのは次のことである。ロシア共和国議會が共和国の連邦に対する優位を主張する場合、それは圧倒的多数の支持を受ける。ところが連邦議會の最大多数派を占めるロシア人は、やはり連邦優位の主張を圧倒的に支持しているのである(例えば連邦議會内のエストニア人がエストニア共和国議會と共同歩調をとるのは違うのである)。ロシア議會と連邦議會のロシア人は、ロシアの違った社会層を代表しているわけではない。つまり彼らは、基本的には共通の利害を有しながらも、それぞれ自分の所屬する機關の役割に忠実に従っているのである。したがって、共和国議會の代議員がもし連邦代議員に選出されれば、彼はたちまち態度を変えるに違いない。連邦とロシアの対立はその程度のものでしかないのである。あの論者が言ったように、連邦とロシアは、「恋愛結婚」は無理だとしても「打算結婚」は可能なのである。¹⁵⁾

(1) См. Россия и центр, «Советская Экономия», 28 августа 1990г.

(2) См. На пути к союзному договору, «Советская Латвия», 22 ноября 1990г.

(3) См. Концепция союзного договора, «СПИД», 1990г., №10, стр. 6.

(4) См. На первом, «Литературная Газета», 21 ноября 1990г., Как сохранить союз?, «Экономика и Жизнь», 1990г.,

№47.

- (5) Ом. Каким он будет, наш союз?, «Правительственный Вестник», 1990г., №37.
- (6) Ом. Солженицын А. И., Как нам обустроить Россию, «Литературная Газета», 18 сентября 1990г.
- (7) Cf. N. Petrakov, The Crossroads of Hope, «Moscow News», 1990, №33.
- (8) Ом. Шаргин А. С., Риск перехода к рынку мезанце, чем расплата за голландия на месте, «Известия», 21 апреля 1990г.
- (9) Ом. Белоруссия: запрет на вывоз товаров, «Известия», 24 октября 1990г.
- (10) Ом. Вирелл, к феодализму?, «Архивисты и факты», 1990г., №44.
- (11) Ом. Возможен ли брак по любви?, «Известия», 4 декабря 1990г.

(六) 連邦と共和国の法律戦争

加盟共和国の独立宣言や主権宣言、各地域の自立傾向、経済の崩壊による地域の経済鎮国体制等々によって、現在のソ連では、統一的な法の支配の維持が困難な状態になっている。以前からそのような傾向はあったが、それがいっそうひどくなってきた。ソ連邦と加盟共和国が互いに相手の法律の無効を宣言しあうといった状態も現出している。そのような状態を指して最近では「法律戦争」という言葉が使われるようになってきた。

加盟共和国がソ連邦の法律に違反する内容の主権宣言を行った場合、以前は、憲法統制権をもっているソ連邦最高会議幹部会が、それを無効と宣言していた。大統領制が導入された後は、大統領がその合法性保障権を行使して、同じように加盟共和国の法律等を無効としていた。他にソ連邦憲法監督委員会という機関もあるが、これは現在は連邦問題には関与しないという態度をとっている。ソ連邦の裁判所は無能であって、事実上合法性保障機能をもた

ない。ソ連邦の最高会議やその幹部会が一定の役割を果たすことはある。例えば、九〇年一月にラトビア共和国最高会議が「ラトビア共和国領土上のソ連軍および特殊民警部隊の犯罪行為を許さない決定」を採択し（ラトビアから見れば彼らは侵略軍である）、軍人等の民事上の権利を差別する挙にでた時、ソ連邦最高会議はそれを憲法違反と批判し、撤回するよう求めるアピールを發した。しかしこれはアピールにすぎず、法的な効力はない。したがって、現在ソ連邦の法律の統一を保障する機能を果しているのは、専ら大統領だけということになる。

他方で加盟共和国の側は、勝手に主権を宣言し、多くの場合、共和国の法律が連邦の法律より優先するという原則を定めた。ソ連憲法は、連邦の法律が共和国の法律に優先するという原則を定めているが、共和国側はそれに真つ向から挑戦しているのである。

このような連邦と共和国の法律戦争は、いかにして解決すればいいのであろうか。現行のソ連憲法を前提にする限り、連邦の権限は圧倒的に強い。そして法令の効力関係について、ソ連憲法が共和国憲法に優先し（第七三條一一項）、ソ連の法律が共和国の法律に優先する（第七四條）ことを明記している。また連邦の最高会議は、ソ連邦の憲法・法律に違反する加盟共和国政府の決定を破棄できる（第一一三條九項。なお連邦の最高会議は、連邦政府の決定を、いつでも破棄できる。これは違憲・違法の判断とは無関係にできる。連邦政府は連邦最高会議に直接従属する機関だからである。しかし共和国政府は、連邦最高会議に直接従属してはいないので、条件がついているのである）。連邦政府は加盟共和国政府の決定の効力を停止することができる（第一三四條。停止するだけで破棄はできない。共和国政府による自発的撤回か上級機関の解決に任せることになる。やはり直接の従属関係ではないので破棄はできないのである）。

以上のような憲法の規定を前提にする限り、連邦の権限が圧倒的に強いのであるが、近い将来の新連邦条約を睨んで、それを修正する試みもすでに始まっていた。一九九〇年四月一〇日には、「連邦経済関係法」が制定され、連邦

と共和国の経済上の権限の区分を定めているが、ソ連によくある一般的で無内容な法律で、すくなく忘れられてしまった。次いで同年四月二十六日、ソ連邦最高会議は、「権限区分法」を制定して、連邦とその構成部分の権限を分割する基準を定めた。それは先の憲法の規定に比べて、共和国の権限を若干拡大している。憲法では、連邦の権限を列挙すると同時に、「全連邦的意義をもつその他の諸問題」という規定をおいていた。この条項によって、事実上あらゆる問題を連邦の管轄とすることができたのである。権限区分法は、そのような包括的規定を廃止し、防衛・外交・貨幣・税制・輸送・通信等々、連邦の管轄を列挙している。そして連邦と加盟共和国の共同管轄というカテゴリーを作り、市民的自由、労働保護、社会秩序維持等々を列挙し、民法・刑法をはじめとする基本法の制定も共同管轄として

いる。

連邦と加盟共和国は、個別の協定で、その権限の一部を互いに委譲することができる。連邦の指導・援助を求める共和国は、その権限を大幅に連邦に委ねてもいいし、逆に連邦はその管轄に属している鉄道の管理権をロシア共和国に委ねる、といったことも考えられるのである。この時期には、このような多元的な結合形態をもつ連邦が構想されていたのである。連邦法が共和国法に優先するという原則は維持されている。次の点は共和国の権限を少し拡大した。共和国の最高会議は、ソ連政府の決定がその利益を侵害しているときは、ソ連邦最高会議に異議を申し立てることができる（異議を述べるだけで決定は執行しなければならない）。また共和国の最高会議・政府は、連邦・共和国の法令に違反するソ連邦の省令以下の下位法令の執行を停止することができる（最終的決定はソ連邦の最高会議または政府が行う）。この二つは、一九二二年の連邦結成条約や一九二四年のソ連憲法にあった制度を復活させたものである。

加盟共和国や民族構成体（自治共和国等）は相互に経済・社会・文化協定を結ぶことができる。ただしソ連邦や他の共和国などの利益を害してはならない。加盟共和国は外国と条約を結んだり、国際組織の活動に参加することができる。ただしソ連の法律や国際的な義務に反してはならない。主権宣言後、一連の加盟共和国は、連邦を媒介せずに

直接相互に交流をもち、協定を結ぶ例が増えてきた。特にロシア共和国は、主権国家たる実績を積み、ソ連邦に対抗する力をつけるためにも、精力的に他の加盟共和国との間で二国間協定を結ぶ道を追求している。バルト諸国とも協定を結んだし、とりわけ九〇年一月には、最大の共和国であるロシア・ウクライナの二国間で条約が調印され、それぞれの主権を確認し合った。これら協定のなかには連邦管轄に触れるものもあり、連邦側は神経を尖らせている。ロシア共和国はさらに、日本などの外国に対しても、経済・文化に関する条約を結ぶよう呼びかけている。エリツィンによれば、ロシアは韓国とも条約を結ぼうとしたが、ソ連政府がそれを妨害したという。

さて先のような連邦の権限区分法に対して、ロシア共和国も独自の「統治機能区分決定」を採択した。それによれば、直接連邦が管理するのは国防省、国家保安委員会、航空省、交通省、エネルギー省、原子力エネルギー・原子力工業省、通信省、海運省、防衛産業、宇宙計画などである。ロシア共和国にも内務省、国家保安委員会を創設する。共和国国立銀行、共和国対外経済銀行を創設し、共和国税関の創設を検討する。エネルギー関係官庁・企業の管理システムを検討する。上記の連邦官庁に対する共和国側からの監視機関の創設。上記の連邦管轄以外の管理機関は共和国へ移管するが、それは共和国省を創るという方法ではなく、行政機関の縮小・企業の自立という方向で考える。他加盟共和国との経済・社会・文化に関する条約の締結、外国との条約の締結等々。

このロシア共和国の決定は、新連邦への移行計画といったもので、連邦側と直ちに衝突する性格のものでは必ずしもないが、しかし具体的な衝突も発生した。

ソ連邦とロシア共和国の第一次法律戦争は、銀行制度をめぐることで発生した。革命勝利の第一の条件はまず銀行を掌握することである、というのがマルクスの説いたバリ・コミューン教訓であった。ロシア革命に際してはこの教訓が明確に記憶されており、革命後直ちに銀行の国有化が布告された。この教訓は、エリツィンら現ロシア共和国指導部の頭をも擦めていたかもしれない。

ロシア共和国最高会議は、九〇年六月、ロシア領土内のすべての銀行を共和国の財産と宣言した。国立銀行総數、ゲラシチエンコは慌ててゴルバチョフ大統領に善処を求めた。それに対して七月、ゴルバチョフ大統領は銀行制度に關する大統領令を發し、新しい連邦条約が締結されるまで、現在の銀行制度を維持するように脱き、加盟共和国最高會議に対して、現行制度を侵害する立法をしないよう勸告した。そして当面、統一的な信用・貨幣政策を策定し、銀行制度を共同で管理するため、加盟共和国国立銀行の指導者も含むソ連邦国立銀行會議の設置を決めた。また一連の共和国が提唱していた共和国独自貨幣の導入について、その危険性に注意を促している。ともかくこうして銀行戰爭は、連邦の主導権のもとに一応終息した。

第一次法律戰爭は、天然資源の所有権をめぐるて發生した。九〇年七月二五日、ソ連政府は、スイスのデ・ピアス社との間で、ダイヤモンド売却の五〇年契約を結んだ。外貨不足に悩むソ連政府は、これらの貴金屬を売り急いでいたともいわれる。従来天然資源は全連邦の所有であり、その管理処分権は連邦政府にあつたから、このような処置に法的な問題はなかつた。しかしロシア共和国はその主権宣言によって、ロシア領土内の天然資源を共和国の財産と宣言していた。そのためロシア側も座視することはできなかつた。八月九日、ロシア共和国最高會議幹部会は、共和国經濟主權保護決定を採択したのである。

同決定は、ロシア共和国の同意なしに希少金屬、木材、石油、石炭、毛皮等を売却することは違法であり、ロシア共和国が主権を宣言した後に結ばれた約一〇億ドルの売買契約は無効であると宣言した。ロシア側の説明によれば、住民がガソリンを求めて何キロも行列し、農産物收穫のための燃料がなくて困っているとき、資源を投げ売りすることとは国家犯罪に等しい。契約は無効であり、それによって生じる損害を西側のビジネスマンは覺悟すべきであるというのである。

それに対してゴルバチョフ大統領は、同年八月二三日は大統領令を發した。そして大統領の合法性保障權を行使し

て先のロシア共和国の決定を無効と宣言したのである。その根拠は、新連邦条約が締結されるまでは現行憲法が有効であり、天然資源の処分権は連邦にあるというものである。ロシア側の主張は経済困難に対処するために必要な物資や信用を外国から獲得する手続を複雑にし、国の利益に重大な損害を与えるというのである。大統領令は、獲得した外貨の配分の問題については連邦と共和国の政府間で話し合うよう指示し、また外国のパートナーに対して、ソ連邦の結んだ契約は必ず守られると約束している。

それに対して、八月二五日、ロシア共和国最高会議幹部会は、直ちにこの大統領令を無効と宣言した。互いに無効と宣言し合っているわけであり、法律的には現在のソ連は二重権力状態にある。しかし現行法を前提にすればソ連邦の方に分があるし、現在の力関係でも連邦の方がはるかに強い。ロシア側は、ただ言いたいことを言ってみるだけという感じで、自分自身本気でその主張がとおるとは考えていないようである。

九〇年九月には「タバコ戦争」が生じた。諸商品の不足のなかでも特にタバコが不足し、社会問題となった。そのためモスクワ市はタバコの値上げを決定したのである。しかし価格の決定権を有するソ連邦の価格委員会は、モスクワ市の決定を破棄し、モスクワ市の試みは失敗に終わった。

九〇年九月になると、市場経済への移行計画をめぐってソ連邦とロシア共和国の対立が激化した。ロシア共和国は急進的な移行計画（いわゆる五百日計画案—シャターリン・ヤプリンスキー案）を採択したが、当初はゴルバチョフ大統領もそれに同意していると思われていた。しかしルイシシコフ首相の率いる政府がそれに激しく抵抗したため、ゴルバチョフ大統領も妥協を余儀なくされた。そのため九月一九日、ロシア共和国最高会議は、ソ連政府への辞職勧告案を圧倒的多数で可決したのである。もともとこれは法的な効力をもたない単なる勧告にすぎない。

一〇月一九日、ソ連邦の最高会議は、市場経済移行計画を承認したが、それは「五百日計画」と違って、日程が不定のメリハリのない漠然とした移行計画であった。こうして市場経済への移行をめぐって、ソ連邦とロシア共和国は

異なった計画を決定したわけである。しかし連邦抜きでロシア共和国のみで経済改革を進めることは不可能であり、この点では事実上ロシア共和国の経済戦略は失敗に終わったといえる。

このような状況を前にして、一九九〇年一〇月二四日、ソ連邦最高会議は、「連邦法保障法」を制定した。³その前文では、共和国の主権宣言以降、加盟共和国が承認した連邦法のみ効力をもつとしたり、連邦法の効力を停止したりする権利があるとみなして、ソ連邦の法律の適用を拒否する例が増えていることが指摘されている。そして、新連邦条約が締結されるまでの措置としていくつかの規定をおいているが、その内容は先に紹介した九〇年四月の「権限区分法」を再確認し、部分的に具体化しただけの内容である。連邦法の効力に前提条件をつける（共和国による承認等）ような共和国法は、ソ連邦の主権を侵害する不法な試みであり、無効であるという。また大統領は、連邦法の遵守を保障しない連邦管轄下の国营企業・施設・団体の指導者を解任することができることになっている。大統領が直接企業長を解任するといったことは、大統領に非常権限が与えられている（一九九〇年九月）という条件のもとでのみ可能なことであろう。

この連邦法保障法に対して、同日ロシア共和国最高会議は直ちに反応を示した。そして「連邦法効力法」を制定し、ロシア共和国内においては、連邦法（大統領令も含め）はロシア共和国最高会議が承認したときのみ効力を有すると宣言したのである。九〇年九月にロシア共和国で行われた世論調査によれば、連邦はロシアの決定を破棄または停止する権利をもつべきだという主張に賛成するもの二三・〇（数字はパーセント、以下同じ）、反対五二・五であった。逆に、ロシアは連邦の決定を破棄または停止する権利をもつべきだという主張は、賛成四八・一、反対二一・九である。⁴これで見ると、ロシア共和国内では同共和国の立場が支持されていることになる。

九〇年一月一四日に両者の間で具体的な紛争が発生した。第三次ソ連邦・ロシア戦争である。同日ソ連邦政府は、一連の贅沢品の価格を自由化するという内容の政令を発した。しかし同日、ロシア共和国最高会議は「価格政策緊

急措置決定」を採択し、同政令はロシア共和国においては効力をもたないとし、次の決定がなされるまでリストアアップされた贅沢品の販売を中止するよう商店に指令した。モスクワやレニングラードの市議會は、ロシア共和国に同調する姿勢を明らかにした。他の多くの共和国もロシアに倣った。国営商店は共和国や州・市の管轄であるので（所有主体は全連邦であるが）、多くの商店はロシア共和国の決定に従ったようである。連邦と共和国の法律戦争で、初めて共和国側が締戦の勝利を取めた事例と言える。ただし、そのため贅沢品は、高く売れる他の共和国に流出してしまい、ロシア共和国は、税収の点からも巨大な損失を被ったといわれる。しかも一二月になると、結局ほとんどの共和国が贅沢品の価格自由化決定を行い、事実上連邦政府の政令に従ったかたちとなった。

新連邦条約の締結問題が政局の焦点となった九〇年末から九一年にかけて、九一年度の予算編成が連邦・共和国間の重大の争点となった。例年、予算は前年度の末までに成立している。しかし九一年度予算は、九〇年末になっても結局成立しなかった。ロシア共和国などが連邦への拠出金の額を大幅に減らしたためである。ロシア共和国は従来主張どおり、約七〇〇億ルーブルを二三四億ルーブルに減額したのである。九一年に入って連邦評議會でこの問題の協議が続けられている。

ゴルバチョフ大統領は、新連邦条約が締結され、連邦と共和国の権限が明確に区分されるまで、「立法のモラトリアム」を提唱してきた。つまりそれまで立法活動を停止しようというのである。しかしそれは共和国にモラトリアムを要求するだけで、連邦は立法活動を行い、また連邦大統領は命令を発しているのであるから、そう都合にはいかない。

以上のように、連邦と共和国が法律的に二重権力状態になり、それぞれ独自の立法活動を行い、独自の経済改革を構想し、独自の政策を追求する傾向が顕著になっている。法律的には無政府状態といった感じである。しかし、ソ連の法律がなかなか実効性をもたないのは今に始まったことではない。スターリン時代以降ソ連では法は事実上死滅状

態にあったことは別稱でも詳しく述べたことがある。それは単に法意識が弱いといった問題ではなく、社会主義の社会構造そのものが法を排除する本質をもっていたこともそこで指摘したとおりである。ペレストロイカが始まってから、社会主義の諸原則が放棄される傾向が強まり、そのことは一面法治国家を確立するに有利な条件となった。しかし他方で従来共産党が支えてきた規律（歪んだかたちではあったが）が緩み、「革命」を展開している（革命と法の支配は両立しない）という点では、法的な無政府状態はいっそうひどくなっている。

大統領令もなかなか実行されない。ゴルバチョフ大統領も次のように言う。「・・・大統領令はすべての機関が無条件で実行しなければならぬ。・・・ところがわが国では、『そもそもこれはいかなる大統領令であるか、それを遂行する必要があるか否か』とシンポジウムが始まり、行政権が正常に機能する段階までにはついに到達しないのである」。しかし大統領令が実行されないのも当然である。大統領令の内容には、一定の問題について政府その他の機関に検討するよう指示したものが多く、指示された側は検討を開始するかもしれないが、検討を繰り返しているうちに立ち消えになってしまふ。そのうち情勢は変るし、別の新しい指示がでるから、前の指示は御破算である。法令は借用を失い、ますます執行されなくなる。第一、決定の数が多すぎ、朝令暮改がはなだしすぎる。正しい決定を書いた文書さえ作っておけば一件落着という官僚の発想である。レーニンではないが、「数は少なくても質の良いもの」が必要であり、ゴルバチョフ大統領もあまり喋らないで、何か一つでも「不言実行」してみせることが必要ではないか。

ソ連邦最高会議立法委員長のカルムイコフは、「法律の失業」という言葉を使っている。法律を制定しても制定しても、役に立っていないというのである。中央が法律を制定しても、地方はそれを検討し、研究するだけで、結局適用しないのである。ロシア革命直後のソ連では、地方は中央の法律をそのまま適用する必要はなく、地方の実情に合うよう適当に変更することができた。それだけ地方の自主性が尊重されていたわけである。しかしこの民主的な「自

「主性」は封建的な「割拠性」と一体のものであった。スターリン時代に集権性が強められることによって、「自主性」は失われたが、封建的な割拠制の方は一貫して続いてきたのである。それが今法的無秩序の土壌となっているのである。

- (1) Cf. B. Yel'sin, *Russia Up to Its Neck in Work*, «Moscow News», 1990, No.48.
- (2) 邦訳は次に収録。「ソ連の憲法体制・連邦制度をめぐる最近の状況」(『神戸法学年報』第六号、一九九〇年)。
- (3) «Moscow News», 1990, №40, p.9.
- (4) См. Можно ли заговорить цены в одной республике, «Известия», 24 ноября 1990г.; Братья и сестры, «Правда», 29 ноября 1990г.; Продажи, расколы..., «Дружные и факты», 1990г., №46; Даёте преёккупант на свободные цены!, «Известия», 12 декабря 1990г.
- (5) 拙稿「ソビエト法の現状分析序説」(『神戸法学雑誌』第二号、一九八六年)序論、「社会主義的法治国象論の検討(上)」(『神戸法学雑誌』三八卷三号、一九八八年)第一節・第三節参照。
- (6) См. Горбачев М. С., Переходит от слов к делу, решительно двинутся вперед, «Известия», 18 декабря 1990г.

(七) 新連邦条約への道程

民族紛争の噴出のなかで、連邦制度も動揺し始めた。八九年前半までは、この問題を、共和国の独立採算制への移行によって解決しようという発想が強かった。当初経済改革が企業への完全独立採算制の導入で達成できると考えていたのとパラレルである。その後経済改革は、企業の民営化路線へと転換していったが、同じように連邦の問題も、新しい連邦条約の締結と、それによる連邦体制の刷新へと向かっていった。新連邦条約の問題は、一九八九年の第一回

人民代議員大会や最高会議第一会期でもすでに話題になっていたが、同年九月の共産党中央委員会総会によって採択された民族綱領で明確に提起された。

民族綱領では、連邦と共和国の権限を明確に区分する必要性を指摘し、連邦の管轄としては、政治・経済体制の基礎の決定、国防・安全の保障、外交等々が列挙されている。連邦法は共和国法に優先するが、連邦法がその権限を超えている場合、共和国はその撤回を求めることができる。加盟共和国は、連邦政府の決定が共和国の憲法上の権利を侵害している場合は、その効力を停止することができる。この法律の効力問題は、その後の権限区分法では、一段低いレベルでしか実現されていない。例えば、共和国が停止できるのは省庁の決定（省令）であって、政府決定（政令）ではない。ともかく、新連邦問題が実際に動きだすのは、九〇年に入り、三月に大統領制が導入された後であった。

九〇年三月には、新連邦条約案が提出され、最高会議で審議が始まったが、結局それは正式の新連邦条約案を作成するまでの一時的な措置として採択されることになった。これが同年四月に採択された既述の「権限区分法」である。この時期に、ソ連邦最高会議民族院議長ニシヤノフを中心に、新連邦条約案の基礎作りが開始されている。

新連邦条約案の作成作業が公式に出発するのは、九〇年六月である。六月一二日に、大統領制度とともに発足した連邦評議会が開かれ、新条約案作成のため、全共和国の代表の参加する作業グループを設置することが決定された。この会議でゴルバチョフ大統領は、「主権社会主義国家連邦」、「刷新された連邦」という言葉を使い、以後しばらくの間、新連邦を指す言葉としてこの表現が用いられた。会議のようすを伝えたマスレンニコフ大統領報道官によれば、新連邦には従来の連邦から国家連合に至る多様な形態がありうるという。帝政時代のフィンランド、ブラハ、外コーカサスのあり方も参考になる。連邦の権限として残すのは、外交・防衛・財政・経済の一部である、とった議論がでたという。六月一四日、ソ連邦最高会議は、加盟・自治共和国の最高会議にアピールを送り、全連邦市場の形成、連邦の刷新、新連邦条約の作成に協力するよう呼びかけた。

九〇年七月二〇日、大統領評議會と連邦評議會の合同會議が開かれ、初めて本格的にこの問題が審議された。ニシヤノフが新連邦条約案の準備状況について報告し、討議が行われたが、主権國家連邦の概念が基本的に支持されたという。ゴルバチョフ大統領は、市場への移行問題と新連邦条約問題は一つのメダルの両面と語った。同大統領は、連邦管轄に残す分野として、国防・国境管理・エネルギー・通貨・安全保障・人権・輸送・通信の八分野を挙げたという。共和国側からは、現連邦の主導する新条約作成を批判し、共和国相互間で合意形成を画する方法をとるよう要求する意見があったという。ともかく九〇年の年末までに条約案を完成するという日程が決まった。七月二四日、ソ連邦最高會議幹部会は、新連邦条約案作成のための作業グループを組織した。

さて七月二〇日、ソ連邦最高會議幹部会は、バルト諸國人民へのアピールを發し、新連邦条約作成作業に参加するよう呼びかけた。しかし七月二八日、バルト三國の最高會議議長の参加したバルト共和国評議會は、新連邦条約の審議に参加することを拒否する聲明を發表した。その後八月一日には、バルト三國の人民職線組織の連合組織が聲明を發表し、連邦条約に参加する意思がないことを重ねて表明した。三國の連帯を切り崩すため、他の國は参加するらしいといった根柢のない噂が振り撒かれていたためという。

ロシア共和国のエリツィン議長は、八月二日、新連邦構想を批判し、「主権國家の共同体」を提唱した。それによると連邦の管轄に残すのは、防衛、安全、信用・貨幣の三分野だけだという。ハズブライトフ・ロシア共和国最高會議第一副議長は、連邦の管轄として防衛、安全、エネルギー、海上・航空輸送、外交の一部をあげ、他の經濟、社会、文化、金融・信用政策、対外經濟活動はすべて共和国の権限と主張している。彼は、「強力な中央―強力な共和国」という流行しているスローガンに替えて、「強力な加盟國家―効率的な中央」というスローガンを提唱している。

連邦問題と市場移行問題は相互に関係しているが、これらの問題点についてゴルバチョフ大統領とエリツィン・ロシア共和国最高會議議長の間に確執があり、両者の調整が必要とされていた。そこで八月二日には、ゴルバチョフ大

統領は「措置」を発表し、ゴルバチヨフとエリツインの指揮下に、「連邦条約の基礎になる市場経済への移行のための連邦計画のコンセプトの作成のため」の作業グループ（シャターリン、ペトラコフ、アバルキン等）が組織された。八月三〇―三一日、大統領評議会・連邦評議会の合同会議が開かれ、ニシャノフが作業グループの経過報告を行った。それによるとバルト三国を除く一二の共和国は連邦制の維持に賛成したという。多くは連邦制を主張し、一部は国家連合を支持しているという。中央アジアの五共和国とアゼルバイジャン、白ロシアの七共和国が草案を提出し、代議員グループが二〇、各種団体が四つの草案を提出した。その他全部で約二〇〇の案がだされているという。新連邦の名称としては、「主権社会主義国家連邦」、「主権ソビエト共和国連邦」が提案されている。連邦の根本的刷新では意見は一致したが、その具体的内容をめぐっては対立があった。

多数派は土地・天然資源・経済設備について連邦に固有の所有権を認めたが、少数派は共和国のみを所有主体とすることを主張したという。防衛・安全・防衛産業・原子力エネルギー・自然保護の問題を連邦管轄とすることでは意見は一致した。連邦固有の財政収入を認めるのか、それとも特別の項目についてのみ共和国予算から振り替えというかたちをとるのかについては争いがある。各種軍隊（内務軍などを含む）について、連邦軍とともに共和国軍を創設すべきだという意見も多い。その他、共和国の外交権、自治共和国の扱い、立法活動・裁判所・検察庁をめぐっても争いがあった。

ともかくこれで新連邦条約準備の第一段階は終り、次は連邦と各共和国のトップの参加する高いレベルの準備委員会を設置し、最終案を作成することになった。ただロシア共和国側は、ソ連邦を牽制する意味もあって、もっと悲観的な見方をしている。新連邦構想について各共和国の意見の相違が大きく、合意は困難ではないかというのである。バルト三国の外に、モルドワ、アルメニア、グルジアも参加を拒否する可能性があり、ウクライナ、白ロシアも共和国軍創設問題で異論があつて現状では調印しないだろうという。結局参加するのは中央アジアとアゼルバイジャンと

いうイスラム共和国だけではないかという見方をしている。

またこの時期には、市場経済移行問題と連邦条約の関係が問題になった。市場経済への移行は、全連邦レベルの統一市場を創設するということであり、連邦体制の強化を志向している。他方で連邦制度の刷新は、各共和国の自立性を高めることをめざしている。両者はともに急進改革派がめざしている方向でありながら、互いに矛盾している面があることは先にも指摘した。そのため共和国の主権擁護と全連邦市場の統一性の「弁証法的統一」（日本語でいう「玉石色の解決」）を画る、といったソ連に伝統的ないい加減な解決策をとることになった。

九月一〇日にソ連邦最高会議第四会期が始まった。議長ルキヤノフは、新連邦条約の準備状況を報告し、連邦管轄として認められる分野を次の一〇項目に整理した。①国防、②安全、③エネルギー、④運輸・通信、⑤外交・貿易・関税政策の策定、⑥環境保全、⑦後進地域の援助、⑧自然災害復旧、⑨犯罪との闘争、⑩その他現状が要求する諸問題。

九月にはソ連邦最高会議民族院で、同副議長オレイニツクの呼びかけにより、連邦問題について新興政党的討論会が行われている。参加したのは、自由民主党、アナルコ・サンジカリスト連合、社会党、共産党マルクス主義綱領派、立憲民主党、「市民行動」、人民自由党、「レーニン主義・共産主義理念のための統一」などである。意見はさまざまであったが、これら少数政党的意見の聴こうとする姿勢が興味深い。一二月にも同じような会合がもたれている。

九月二五日には、ソ連邦最高会議で、民族院議長ニシヤノフが、それまでの新連邦条約の準備の経過を報告した。そのなかで新しい点としては、国名として、ヨーロッパ・アジア共和国連邦という案もあるという。以前サハロフ博士が提案していたものである。連邦ではなく国家連合を主張する共和国もなお存在する。国家機能の区分については、防衛、安全、防衛産業、原子力エネルギー、環境保護などが連邦の管轄であることについては一致があるという。全連邦的な経済的・法的空間の形成、宇宙研究、鉄道・航空・水運・パイプライン、税関、貨幣・信用制度、対外活動

については、連邦管轄とする意見と、連邦・加盟共和国の共同管轄とする見解が対立しているという。立法活動・裁判制度・検察制度については、共同管轄説と共和国管轄説が対立しているようである。軍隊は、全連邦軍と共和国の民族・内務軍で編成するというのが多数意見のようである。

一〇月一日ソ連邦最高会議は、ゴルバチョフ大統領の提案にしたがい、新連邦条約のコンセプトを作成するための委員会の設置を決定した。それにはソ連邦の大統領、最高会議議長、首相、加盟共和国の全権代表が参加し、自治共和国その他の自治構成体の代表も加わることになっている。

その後市場移行問題に焦点が移ったが、一〇月一九日に移行計画が曲りなりにも決定されると、再び連邦問題が政局の焦点となった。

一月二日の連邦評議会でも、新連邦条約問題が討議され、準備を早める必要性が指摘された。一月九日には新連邦条約の草案がわが国の一部マスコミでも伝えられた。一月半ばには草案が最高会議に提出され、審議された。

一月二四日には最終案が「イズベスチヤ」紙上に公表された。一月三日、最高会議はこの条約案を基本的に了承した。

このような連邦主導の新連邦条約案作成作業に対して、ロシア共和国は、この作業に参加しつつも、同時に他の加盟共和国との間で個別的に経済・文化協力協定を結ぶ道を精力的に追求した。つまり新連邦は、既成の連邦を前提とせずに加盟共和国がその自発的意思で結成するのである以上、各加盟共和国が対等の資格で条約を結び、その積み重ねの上に新連邦条約が作られるべきであるという戦略である。こうしてロシア共和国は、ほとんどすべての加盟共和国と個別の協定や条約を結んでいる。例えば九〇年一月二二日には、ロシアとカザフ両共和国間で条約が締結された。両者が平等の資格で条約を結ぶのは史上初めてのことだという。カザフ共和国大統領ナザルバエフによれば、新連邦条約の締結のためには、まず連邦による共和国の主権の承認や財産の区分などが先行すべきであり、カザフで

は新連邦条約案はまったく審議していないという。ロシア共和国のエリツィン議長も、連邦条約の締結には時間がかかりそうだと語っている。¹⁾

同じ一月にはロシアとウクライナという二大共和国間で、両国間の関係の基本条約が結ばれた。それはソ連邦の存在を前提とせず、両共和国の主権宣言を出発点とした条約になっており、あたかも独立国家間の条約のようである。ウクライナも、既成の連邦中央とはなく、主権共和国間の条約を重視し、九〇年末までに一二の共和国と協定を結び、また連邦よりも自らの主権国家としての確立が先決問題だという態度をとっている。一二月にはロシアと白ロシアの間でも相互協力条約が締結され、そのなかには現国境線を神聖不可侵とする条項も含まれている。

連邦側は、条約案作成に各共和国代表も参加し、一一共和国は基本的に賛成しているなどと言っているが、共和国の側は慎重論が強い。一二月前半の段階で、連邦条約に積極的な態度を示しているのは白ロシア、タジク、キルギス、トルクメン各共和国程度で、バルト三国とグルジアは拒否、モルドワも否定的である。アルメニアは一時に比べると穏健化してきているが、ナゴルノ・カラバフ問題が解決されない限り、やはり締結しないと云っている。残るロシア、ウクライナ、アゼルバイジャン、カザフ、ウズベクは慎重な態度をとっている。

こうして九〇年十二月一七日、連邦問題を主要な議題の一つとした第四回ソ連邦人民代議員大会を迎えた。

(一) *Об Основных принципах России к соседям*, «Известия», 22 ноября 1990г.

(八) 新連邦条約案の内容

一九九〇年十一月二四日に公表された新連邦条約案は、付録で邦訳を示している。その内容と問題点は次のとおりである。なお、同条約案に含まれている新しい国家機構（大統領制の改革等）については別稿で論じるので、ここで

は連邦制度固有の問題に対象を限定する。

草案によれば、連邦とそれを構成する共和国はともに主権国家である。共和国の連邦への加盟は自由意思により、連邦の権限は共和国から委譲されたものに限られる。共和国の国家構造は自主的に決定されるが、民主主義の原則に立脚し、法治国家の建設に努めなければならない。共和国は人権を保障し、平和の実現に努める。脱退についての規定はないため、後にさまざまな議論を呼ぶことになる。

連邦の構成主体には不明確な点が残っている。まず草案によると条約の当事者は共和国となっており、自治州・自治区は含まないようである。それともこれら自治単位の共和国への格上げも認めるのであろうか（既述のように、これら自治単位の一部はすでに共和国設立を宣言している）。また共和国は直接連邦に加盟する外（従来の加盟共和国型）、他の共和国の一部として連邦に加盟する（自治共和国型）ことができる。この後者の場合の共和国の法的位置づけは困難である。従来の自治共和国（例えばヤクート自治共和国）は加盟共和国（ロシア共和国）の一部であつて、ソ連邦の構成主体ではなかつた。草案では、「自治共和国」（すでにそのような名称は使わないのであるが、便宜的にそう呼ぶことにする）は「加盟共和国」（この語もすでに用いられないが、便宜的に使う）の一部でありながら、同時に連邦の構成主体でもあり、連邦構成主体としての権利・義務を有するというのである。他方で加盟共和国と自治共和国の法的関係は両者の条約等で決定することになっている。

このような方法は、自治共和国の権利拡大要求と、それに反対する一部加盟共和国の主張を折衷した苦肉の策であり、起草責任者ニシヤノフもその苦衷を披歴し、「これ以外に解決方法はない」と語っている¹。しかし自治共和国のこのような位置づけは国家組織を著しく複雑にし、またさまざまな矛盾をもたらすに違いない。例えば、マリ自治共和国はロシア共和国の一部に留まるが、ロシア共和国が構成主体となっているソ連邦から脱退するといったことが論理的には生じうる。草案起草に関わつたクドゥリャフツェフも、この点に矛盾が存在することを認め、「一つの文書

でそれを解決することは困難である」と釈明している。

さらに、加盟共和国型と自治共和国型の選択は、各共和国の自由に任せられるのであろうか。例えば、グルジアからの独立を唱えるアブハジア共和国はソ連邦に直接加盟することを望むであろうが、グルジアはそれを許さないであろう。現行憲法を前提にすれば、アブハジアのグルジアからの離脱は、グルジアの許可なしには不可能である。それとも新連邦条約締結そのものが憲法改正行為であるから、それによって旧憲法の該当条項は失効し、問題はないことになるのであろうか。ともかく、連邦構成主体について、不明確な点が多いことは多くの論者の認めるところである。条約の締結主体が不明のまま、その締結が急がれているのは驚くべきことであり、まったくの拙速主義という外はない。

なお領土について、現行憲法では、共和国の領土の変更はその共和国の同意が必要とされている。しかし草案には、「共和国間の国境はその合意によつてのみ変更できる」という条項がある（第二条二項）だけである。ここでは共和国間の国境にのみ言及されていて、共和国とソ連邦外の国との間の国境（例えば日本との北方領土をめぐる問題）には触れていない。そして連邦の権限のなかには、ソ連邦の国境の決定が挙げられている。共和国の合意を領土変更の条件として定めた現行憲法の規定とは異なっているのである。この条約が調印されれば、北方領土の返還にロシア共和国の同意は必要としないことになりそうである。

連邦と共和国の権限の配分（第五条）については、あいまいな点も多いが、条文をみる限り、連邦の権限はかなり狭く限定されている。あいまいな点の一つは、同義反復的規定が多いことである。例えばソ連憲法の制定が連邦権限の最初に列挙されている。共和国が連邦憲法を制定するはずはないから、これは当然である。問題は連邦憲法によって何を規定することができるかにある。連邦の防衛・安全保障について同じである。ソ連軍の編成・指揮は連邦の権限とされているが、これは当然であつて、それ自体は共和国軍の存在を否定することにはならない。ソ連軍を指導す

るのは連邦の権限、共和国軍を指導するのは共和国の権限といった解釈は可能である。連邦憲法の制定が連邦の権限だとしても、共和国は共和国の憲法を制定しうるのと同じ論理である。しかし草案は共和国の軍隊については何も規定しておらず、この点どうなるのか明確でない。通常の共和国軍は認められないとしても、国家保安委員会軍や内務省軍はどうなるのかという問題もある。従来も憲法上、国家保安委員会や内務省は共和国にも存在した（ロシア共和国を除く）が事実上それは連邦のそれに、あるいは共産党に直屬していたのである。

連邦の外交が連邦の権限であることも同義反復的である。この点については共和国も外交権をもち（たてまえ上は従来からそうであった）、共和国の外交は共和国の権限となる。しかし、共和国の外交権については一定の歯止めがかけられている。つまり連邦は、共和国の対外活動を「調整」することになっているのである。この「調整」の語は、ソ連の法律によってでてくる法的には無内容な言葉の典型である。従来は「調整」とは「強制」を意味していたと今日では指摘されている。いずれにしても「調整」が不可能な場合にいかん問題を処理するかを定めるのが本来の法律の役割であるが、ソ連では逆に「調整」が最後の決め手なのである。ソ連の法律が実行されない、あるいは実行できない原因の一つは、それが明確な規範的内容を欠いていることによるが、この草案をみても、連邦と共和国の外交権の範囲はまったく定められていない。

連邦の排他的権限としては、宣戦布告・講和締結、関税業務、通貨政策、防衛産業、宇宙開発、通信・情報、度量衡の管理などが定められている。他に共和国との共同管轄がかなりある。共同管轄は、長期的には結局連邦の権限に事実上なっていく可能性が高い。国の経済発展戦略の決定は、共和国と共同で行う。ロシア共和国との間で紛争のあった金、ダイヤモンドの問題について、その保管は連邦の権限であるが、その使用は共和国との合意による。エネルギー・輸送などの管理も共和国と共同で行うことになっている。社会政策についてはその基本原則を連邦と共和国が共同で決定し、その実施主体は共和国になる。文化・教育・科学振興は共和国の管轄で、連邦はそれを「調整」する。また

連邦は、治安維持・犯罪との闘いの活動を「調整」する。

連邦予算の編成と執行というのも同義反復的である。連邦税の徴収は連邦独自で決定できる。ただ長期的な連邦プロジェクトを実現するための費用の分担は共和国と共同で決定することになる（第八条）。従来共和国予算は連邦予算の一部となっており、その大半は連邦予算によって決定されていた。草案では、共和国の予算や税制は、共和国自身が決定することになっている。

これまで部門別産業省が統括してきた一般の産業部門はどこが管理するのか明確でない。連邦・共和国の管轄を離れて民営化されることになるのであろうか。しかし民営化しても、少なくとも当分の間は国家は最大の株主として企業を支配するであろうから、その場合の国家は何を意味するのかが明確にされなければならないであろう。

これまでソ連の基本立法は、連邦が「基本法」を制定し（例えば「民事基本法」）、共和国がその範囲内で「法典」を制定する（例えば「民法典」）という方式をとってきた。連邦が制定する基本法の範囲に制限はなかった。しかし草案によると、共和国の合意を得た問題について、連邦は基本法を制定することになっている。つまり共和国との合意がなければ連邦の基本法は制定できないのである。しかしこの問題も規定形式が間違っている。法律というのは形式にすぎないから、連邦管轄については連邦が、共和国管轄については共和国が立法権をもつ。連邦管轄については共和国の合意なしに連邦法が制定しうるはずである。共和国の合意が問題になるのは共同管轄についてのみであろう。連邦と共和国の間で法律戦争が起っているが、法令の効力については次のように定められた（第九条）。連邦管轄を除いて、共和国内では共和国法が最高性をもつ。「最高性」をもつというよりも、連邦は関与できないのであるから、共和国法のみが有効と解すべきであろう。連邦管轄については連邦法が最高性をもつ。共同管轄については、連邦法は共和国が異議を唱えない限りで発効することになる。共和国は、連邦法が共和国憲法に違反したり、連邦の権限を超えている場合に異議を申し立てることができる。連邦側も同様の権利をもつ。紛争を最終的に解決するのは新設予

定のソ連邦憲法裁判所である。

これまでは連邦大統領が、合法性保障権に基いて、連邦法に矛盾する共和国法を無効にしたりしていたが、この条約案ではその制度が維持されるのか否か明確でない。ただ大統領の権限には相変らず合法性保障権が含まれている（第二二条）から、従来とおりなのである。そうだとすれば、憲法裁判所を新設する意味も薄くなる。また市民の権利・自由の保障も連邦・共和国の共同管轄になっている（第五条一項）。従来は、市民の権利・自由の侵害を根拠に、やはり連邦大統領が合法性保障権を行使して、人権侵害を除去しよう命じたりしていたが、今後は連邦大統領単独ではできないことになるのであろうか。この点も明確でない。

国有財産の所有主体についても法律戦争が発生していたが、草案では、原則として共和国が国有財産の所有者とされている（第七条）。土地・天然資源なども共和国の所有である。連邦管轄に関わる国有財産（例えばソ連軍の施設）を除いて、国有財産は共和国に帰属するのである。鉄道等共同管轄に属する財産の所有主体は明確ではない。土地・天然資源は共和国の所有であるが、連邦の権限の行使を妨げてはならないとされている。土地所有権を楯にとり、連邦施設の撤去を命じたりすることはできないわけである。しかし土地所有権を共和国に認めたことは、すでに紛争となっている金・ダイヤモンドの問題（既述のとおりこれは共同管轄とされているが）、軍事基地の撤去の問題等、今後さまざまな紛争を引き起しそうである。

連邦の権限は全共和国の合意がなければ変更できないことになっている。個々の共和国が追加的にその権限の一部を連邦に委ねたり、逆に一部の共和国に連邦権限の一部を委ねることもありうる（第六条）。共和国は連邦機関に参加することによって、連邦の権限行使に関与する。実際にどのようなかたちで参加しうるのか明確ではないが、再編を予定される連邦評議会の役割が重要になってくる。

先に見たように、連邦・共和国の共同管轄が多いが、この問題の処理は困難である。連邦評議会がその調整を行う

場になるが、個々の問題についていちいち合意を得るのは大変であろう。共和国の足並もなかなか揃わないであろうから、統一した政策を實行するのは難しい。この草案だけみると、連邦評議会は「調整」機関という位置づけであり、そこでの合意そのものは法的性格をもたないようにみえる。それは立法機関が法律として制定したり、行政機関が實行に移したりすることになる。しかしそれでは連邦評議会の権限は弱く、反対する共和国では、共同管轄事項は実施に移せないことになる。しかし九〇年二月の憲法改正によって成立した連邦評議会は、三分の二の多数で議決できることになっており、その決定は大統領令の形式で公布されることになる。つまり連邦評議会が、大統領令を媒介に事実上立法活動を行うことになりそうである（反対の共和国にも強制されることになる）。

ともあれ草案をみる限り、連邦の権限は従来より制限されており、共和国の主権が尊重されているようにみえる。しかしこのような二重主権状態は長続きせず、安定した政権ができれば、再び集権化に向うことになる。その場合集権化に同調できない共和国との間で再び緊張が高まることになる。

(1) См. Парламент поддерживает конституцию союзного договора, «Известия», 4 декабря 1990г.

(2) См. Федерация равноправных, «Труды», 10 декабря 1990г.

(九) 新連邦条約案の審議

一九九〇年一月二四日に新連邦条約案が公表され、活発な論議が展開された。ソ連邦最高会議と二月に開催された共産党中央委員会で基本的に承認された新条約案は、二月一七日に開催された第四回ソ連邦人民代議員大会で審議された。大会での審議状況と決定を概観しておこう。

二月一七日にはゴルバチョフ大統領が演説を行った。次いで一八日には連邦最高会議民族院議長ニシヤノフが、

連邦条約について報告を行った。以後シエワルナゼ外相の辭任表明による脱線を挟みつつ、連邦条約問題について討議が続けられた。ロシア共和国最高會議議長エリツィンは、連邦による上からの革命は終つたとし、連邦大統領への権力の集中、共和国の主権宣言の無視を批判した。彼は、共和国の主権を認めただ上で、共和国と連邦の關係を再編し、その際連邦条約の基礎には共和国相互間で結ばれている協定をおくことを提案している。クレムリンから命令する時代は過ぎ去つたのであり、共和国の利益を無視した指令は実行されないだろうとも語っている。現在の状況のもとで、提案されている条約案の締結に反対したものと受けとれる発言であつた。

大会では、「サユース」グループなど、大会で優勢だつた保守派を中心に条約案に賛成する声が多かつたが、共和国を代表する発言には、慎重なものも多かつた。明確に賛成したのはキルギス、トルクメンぐらいのものである。タジクのある代議員は賛成意見を述べているが、別の代議員は、中央アジアの共和国が賛成しているというのは間違つていると、反対意見を述べている。ウクライナも賛成と反対に割れた（賛成が多数派）。

争点となつたのは、まず国名の問題である。当初ゴルバチョフ大統領は「主権社会主義國家連邦」を提唱した。その後、「主権ソビエト共和国連邦」案もでた。九〇年一月はじめの段階では、「主権共和国連邦」説が浮上した。「社会主義」も「ソビエト」も共に削除したのである。現在のソ連の動向からすると、これも当然かと思われる。ソビエト権力はすでに崩壊しているし、ソ連が向いつつあるのは脱社会主義の道である。すでにいくつかの共和国は、国名から「社会主義」と「ソビエト」をとつており、それらの共和国の連邦への参加を求めるためにも、これらの言葉は障害となつた。しかし九〇年一月以降に強まった保守化傾向を反映したのか、一月二四日に公表された新連邦条約案では、「ソビエト」の語が復活し、「主権ソビエト共和国連邦」に変わつていた。さらに一二月に開かれた共産党中央委員會議は、国名に「社会主義」の語を復活させるよう求めた。

たてまえ上は、未だ公然とは社会主義の放棄を語れない状況のもとで、「社会主義」の語を拒否する論拠は成立し

難いところがあった。ある人々は、国名にイデオロギーをもち込むべきではないと主張した。「奴隸制国家」、「封建制国家」、「資本主義共和国」といった国名はないではないかというのである。しかしこれらは、「資本主義」も含めてマイナス・イメージの表現であるから、国名に用いられないのは当然である。またこれらの体制は、いわば自然成長的展開に身を委ねているのであるが、社会主義の方は一つの目的理念の下に社会を意識的に建設していくのであるから、国名にイデオロギーが導入されても不思議ではない。社会主義の枠に固執する限り、「社会主義」の語を放棄するなどという主張には抗し難いものがあったのである。

別の論者は、「社会主義」といつてもいろいろある。「スターリン型社会主義」か、「ブレジネフ型」か、「スエーデン型社会主義」か、それとも「現在の配給券型社会主義」かと、「社会主義」の語に固執することを批判しているが、あまり支持は得られなかった。世論も「社会主義」の語を含んだ伝統的国名を支持した。九〇年一月八日に公表されたある世論調査の結果によると、従来の「ソビエト社会主義共和国連邦」という国名を支持するもの五五（数字はパーセント、以下同じ）、「主権ソビエト共和国連邦」一三・三、「主権社会主義国家連邦」六・六であった。その他の少数意見としては、「ソビエト共和国連邦」、「自由ソビエト共和国連邦」、「民主共和国連邦」、「ヨーロッパ・アジア・ソビエト共和国連邦」、「ユーラシア合衆国」などがあつた。

このような状況を反映したのか、ソ連邦の最高会議や人民代議員大会でも、「社会主義」の語を入れるべきだという意見が多かつた。保守派の「サユース」グループが特にそのことを強く主張している。結局この問題は、大会の表決で決定されることになった。九〇年一月二四日、大会は「ソビエト国家の名称に関する決定」を採択し、現在の「ソビエト社会主義共和国連邦」を維持するという提案が、賛成・反対・保留一、三六五・一八九・一七〇で承認された。八九年以来「社会主義」概念はソ連から姿を消しつつあつたのであるが、経済危機のなかで、ここにきて保守的風潮が勢いを盛り返しているのが窺える。大会ではレニングラード市議会議長サブチャックが、サハロフの「ヨ

ロッパ・アジア・ソビエト共和国連邦」案を、他の代議員が「単一不可分ロシア」案（これにはロシアとその植民地の結合体という帝政ロシアを想定させるという批判があった）を提起したが、採決に付すまでもなく却けられた。

新連邦が「連邦」、「国家連合」、「共同体」のいずれなのかという問題については、「連邦」と「国家連合」の中間的な形態とする見方が多い。ソ連邦最高会議国際委員長のジャソホフは、連邦よりも国家連合に近いとみている¹。草案の起草責任者ニシヤノフは、このような区分そのものを採用していないが、一応「連邦」とみなしており、言葉の問題よりもそこに人民の最適の結合形態があると主張している。草案の規定を見た限りでは共和国の権限は大きく、確かに連邦と国家連合の中間形態という印象はある。しかし現実にもそのようになるか否かは別問題である。

連邦と共和国がともに主権をもつというのは矛盾している。この点について、ニシヤノフは、共和国の主権とは、共和国人民が自らの生活を自主的に組織・運営し、その意思が最高であることを証明しているような国家性の特徴である、と規定した上で、二重主権が矛盾しないかのように説明しているが、ペレストロイカ以前のソ連の無内容な憲法書を読む思いである。大会での論議では、二重主権体制をとっているのは、現在では南アフリカ共和国だけだと言った指摘もあった。

連邦の構成主体については、自治州・自治区も含めた全自治単位に条約署名権を与えるべきだという議論が、大会ではかなりあった。条約は共和国が締結するのであるから、「センター」（現連邦指導部）は関与するなという主張もある。「連邦」、「国家連合」、「共同体」の選択も人民投票で決定せよという提案も行われた。ゴルバチョフ大統領は、連邦の解体は「生木を裂く」ようなものだといつて非難するが、われわれは、「死んだもの、その使命を終ったものを切り離す」よう提案しているだけだといつて意見もあった。「火事場の手続」（泥縄式）を批判する声もかなりあった。連邦条約の締結手続も困難な問題である。条約を締結するのは共和国であるから、連邦の最高会議や大会は審議するだけで決定する場ではないと説明されている。それはそのとおりであろう。一部の共和国は、条約締結のためには

まず各共和国の主権宣言を承認することが先決だという主張を展開した。それに対してニシヤノフは、主権は絶対的なものだから、他人の承認を必要としないなどといった詭弁でそれに反対している。それなら彼は、共和国の絶対的主権を尊重するというのであろうか。連邦側が尊重しないからこそ、共和国側はそれを要求しているのである。連邦は自由意思で結成されることになっているから、その前提としてまず共和国の主権を承認せよという主張は理に適っている。新しい連邦条約を結ぶためには、その論理的な前提として、旧連邦は解散されなければならず、各共和国の主権を承認するところから再出発する以外にないからである。九〇年一二月の人民代議員大会では、主権宣言の承認問題を議題とすべきであるという提案がだされたが、賛成五二九、反対一、〇七六で否決された。

他方でゴルバチョフ大統領は、人民代議員大会で連邦問題についての人民投票を提案した。同大統領は、独立を望む一部共和国について、それがその共和国の人民の意思ではなく、一部の政治指導部の独断と考えている節がそれまでもあった。大会でも彼は、人民は自決権を有するが、それは全体としての人民であるとして人民投票を提案したのである。彼の提案の内容は、「各市民が、連邦原則に基く主権国家連邦に賛成であるか反対であるか」を投票するというものである。人民投票の結果は最終決定であるとも語っている。これからみると、反対票の多かった共和国は新連邦に加盟せず、独立することになりそうである。

ところが、そうではない。ゴルバチョフ大統領は、すぐ続けて、ソ連邦からの脱退は現行法（ソ連邦脱退法）に基き、複雑な政治・社会経済状況を必ず考慮にいれてのみ可能であると語っている。これからみると、脱退法の条件を満たしただけでなお不十分で、政治・経済状況なども考慮されるのであろうか。先の人民投票と、脱退法の関係はどうなるのか。人民投票は新連邦について、脱退法は現連邦について適用されるという意味以外には解しようがない。つまり新連邦に加盟しない共和国は、脱退法による脱退を実現しない限り一九二二年以来の旧連邦の一員として留まるといふことになるのである。

大会では、ニシヤノフが新連邦条約案について報告を行ったが、ゴルバチョフの人民投票案に賛成している。その後インタビュに答えたニシヤノフの回答は、この問題に対する彼らの論理矛盾を見事に露呈しているようである。人民投票の結果、「ある共和国で住民の多数が反対した場合は、その共和国は、今春制定された脱退手続法に従って連邦から脱退するであろう」。これはいったいどういう意味であろうか。

古いドグマを捨てたはずのベレストロイカ指導部であるが、連邦問題になると、まるでスターリン時代を思わせるような頑迷ぶりである。ゴルバチョフ大統領は、一方で、連邦は共和国がその自由意思で結成するとか、民族は完全な自決権を有すると述べながら、他方で、連邦の解体は破滅的であり絶対に認められなと言って共和国に恫喝を加えている。バルト三国が新連邦条約調印の強制を批判すると、ニシヤノフは、いかなる強制もしたことがないと聞き直っている。自由と民主主義を最高に抑圧しながら（今日ではソ連当局者もそれを認めている）、ソ連は世界で最も自由で民主的だと言っていた時代のソ連を髣髴とさせるものがある。新連邦条約を締結するのであれば、その論理的前提として、旧連邦は解散したと解する以外にないのである。

一月二十四日には、大会は、「平等主権共和国の刷新された連邦としてのソ連邦の維持に関する決定」（賛成・反対・保留は一、六九七・三〇・三〇）も採択した。連邦制度を維持することを決定したわけであるが、「新連邦の結成」ではなく、「旧連邦を刷新して維持する」という保守的思想を反映している。「新連邦の結成」の場合は、理論的には旧連邦は解散することになるから、新連邦に調印しない共和国は独立することになる。しかし「旧連邦の刷新」なら、それに応じない共和国は、旧連邦に留まるといふ構成が容易になるのである。なおこの決定によると、刷新された連邦ではすべての民族の権利・自由が「完全に保障される」と書いてあるが、「完全に保障」とは一体何か。このようなソ連に伝統的な「空文句」はない方がいいのではないか。

さらに同じ一月二十四日、大会は、「ソビエト社会主義共和国連邦の問題に関する人民投票の実施についての決定」

(賛成・反対・保留一、六七八・三三・六五)を採択した。初日のゴルバチョフ提案を受け、先の「連邦の維持に関する決定」と同じ内容について、人民投票で最終的な決定を行うという趣旨である。投票結果は共和国毎に考慮される。しかし新連邦条約の内容とは別に、ともかく連邦の維持の是非について人民投票を行うというのは危険なやり方である。連邦維持の是非はその中身に依存するであろうが、漠然と連邦そのものには反対ではないという市民は多い。それを利用して一旦連邦維持の承認をとりつけければ、後で新連邦の具体的なあり方から判断して加入したくないと考える共和国がでてきて、後の弊となる。この日はさらに危機克服策についても決定が採択されており、それも連邦問題と関わりをもつが、ここでは省略する。

一月二十五日には「新連邦条約の一般概念およびその締結手続に関する決定」が採択された(各項目別に表決し、最後に全体を表決した。全体の表決結果は、賛成・反対・保留が一、六〇五・五四・八六)。その内容は次のとおりである。大会はソ連邦の維持に賛成し、共和国の主権宣言に基いて刷新される連邦は、人民の平等・自決権・・を保障する。条約案の完成と締結手続の決定のために、準備委員会を設置する(ソ連邦大統領や、共和国・自治構成体のトップが参加する)。同委員会は九一年一月に発足する。新連邦条約の締結まで、現在の連邦と共和国の最高機関は、国家機関が正常に機能するような手段をとる。新連邦条約の締結までは、連邦の憲法と法律を遵守しなければならぬ。

一月二十七日には「ソ連邦人民投票法」が制定された。これによって、連邦問題に関する人民投票を行う法的手続が整備されたのである。この法律には気になる点が二つある。一つは、有権者の過半数が投票すれば投票は成立し、「投票者の過半数」が賛成すれば、議案は成立することである。従来ソ連の慣例では、「投票者」でなく、「有権者」の過半数の賛成が必要で(すべてを満場一致で決定していた頃の名残である)、そのため議案の成立はかなり困難であった。今回「投票者の過半数」に改めたのは、連邦制の維持を容易にするためであろうか。

もう一つの問題点は、人民投票の対象とならない事項が列挙されているが、その中に「共和国・自治州・自治区の地位の変更」が挙げられていることである。今回の人民投票の趣旨は、単なる連邦の維持ではなく、「刷新された連邦」の維持とされている。それは正に現在の「地位の変更」を意味するから、人民投票の対象とならないと解せられる。それとも個別的・具体的な地位の変更でない限り、対象になると解しているのであろうか。

こうして新連邦条約の締結の問題は、連邦維持に関する人民投票と、準備委員会による最終的な詰め段階に入つたわけである。当初の構想（九〇年一二月の大会で新条約案を基本的に承認し、九〇年初めに各共和国で承認をとりつけ調印に至る）より、日程は遅れることになった。人民投票を拒否すると言明した共和国もあり、また条約調印までには一波乱も二波乱もありそうである。（一九九一年一月五日稿）

(1) 「主権共和国連邦」の場合、現在のソ連邦の略称は、「主権」を意味するロシア語「スベールェンヌイ」の「ス」をとって「ス連邦」に変るのではないかと話題になったのはこの頃である。しかしその後「ソビエト」の語が復活したため（今後再び削除される可能性もあるが）、筆者としても、書きかけの文章を書き直す手配が省けた。

(2) См. Возможен брак по любви?, «Известия», 4 декабря 1990г.; Курьянов В., О новом союзном договоре, «Известия», 30 ноября 1990г.; Феррицки равноправиях, «Правда», 10 декабря 1990г.

(3) См. Как назovem мы наш союз?, «Рабочая Трудина», 8 декабря 1990г.

(4) См. Энергичные шаги президента, «Труд», 25 ноября 1990г.

(5) 九〇年一二月一九日の日本の夕刊をみると、A紙は「新連邦条約否決しても共和国独立を意味せず」、B紙は「連邦条約否決なら共和国の離脱自由」という見出を付けている。いずれもニシヤノフ民族院議長の発言を紹介したものであるが、内容は正反対である。ソ連側の発言が矛盾しているため、このような報道になったのも無理はない。

付一 連邦条約案（一九九〇年一月二四日）

条約の参加国である主権共和国は、

自らの連邦の刷新へ向けられた諸人民の意思を表現し、歴史的に運命づけられた緊密な関係に基き、友好と調和のうちに生きることを志向し、平等な権利のもとで協力することを保証し、

諸人民の物質的福祉および精神的発展、民族文化の相互豊富化ならびに全般的安全保障の利益を考慮にいれ、過去の教訓に学び、わが国の現実と全世界の変化に注意を払い、

主権ソビエト共和国連邦のなかで、自らの関係を新しい原理に基いて形成することを決定した。

一 基本原則

一、条約の参加国である各共和国は、主権国家であり、自らの領土において完全無欠の国家権力を有する。

ソ連邦は主権を有する連邦国家であり、共和国の自発的結合の結果形成され、条約参加国が交渉した権限の範囲内で国家権力を行使する。

二、主権ソビエト共和国連邦を構成する諸共和国は、自決・自治および自らの発展の全問題の自主的解決に対する各人民の譲り渡すことのできない権利を承認する。これら諸共和国は、人種主義、ショービニズム、民族主義および人民の権利を制限するあらゆる試みには決定的に反対する。条約参加国は、全人類的価値と民族的価値の結合の原則に依拠する。

三、諸共和国は、国連の世界人権宣言と国際規約に宣言された人権の優越性を、自らの結合の最重要原則と認める。ソ連邦市民には、母国語の学習・利用の可能性、情報への障害なき接近、信教の自由、およびその他の政治的・個人的自由が保障される。

四、諸共和国は、市民社会の形成と発展のなかに、自由と福祉の最重要の条件をみる。諸共和国は、所有形態と経

管方法の自由な選択、および社会的正義と保護の実現に基いて、人々の要求を満足させるよう努める。

五、諸共和国は、自らの国家構造、行政・地域区分および権力・管理機関のシステムを自主的に決定する。諸共和国は、人民代表制に基く民主主義を一航的・基本的原則と認め、權威主義および専横へのあらゆる傾向を阻止する保障となる法治國家の創設をめざす。

六、諸共和国は、民族的伝統の維持および發展、ならびに教育・科学および文化の國家的支援を自らの重要な任務とみなす。諸共和国は、わが国および全世界の諸人民の人道主義的・精神的価値の集中的な交流を行い、相互に豊かにするよう促進する。

七、諸共和国は、國際舞台におけるその主要な目的が、強固な平和、核その他の大量破壊兵器の廃棄、ならびに人類の前に存在するその他のすべてのグローバルな諸問題の解決のための諸國家の協力と諸人民の連帯にあることを声明する。

二 連邦の構造

第一条 連邦の構成国

共和国が連邦の構成国になるか否かは自発的に決定される。

条約の参加国である諸共和国は、直接にまたは他の共和国の構成国として連邦に加盟する。後者の場合、条約の参加者であるその共和国の権利が侵害されることはないし、また条約に基く義務を免除されることもない。

一方が他方の構成国になっている二つの共和国間の関係は、その二共和国間の条約および協定によって規制される。連邦の構成国は、条約の諸条件およびその受け容れた義務に違反している共和国の、ソ連邦の構成国たる地位を終了させるよう問題提起することができる。

第二条 市民権

ソ連邦に加盟している諸共和国の市民は、同時にソ連邦の市民でもある。

市民は、ソ連邦の憲法、法律および国際条約によって認証された平等の権利および義務を有する。

第三条 領土

ソ連邦の領土は、条約参加者である全共和国の領土から成る。

共和国間の国境は、その共和国間の合意に基いてのみ変更することができる。

諸共和国は、その領土上に居住する全人民に対して、政治的諸権利ならびに社会・経済的および文化的発展の可能性を保障する。

第四条 共和国間の諸関係

条約の参加国である諸共和国は、平等、主権および領土の統一性の尊重、内政不干渉、あらゆる紛争の平和的手段による解決、協力、相互援助ならびに連邦条約および共和国間協定による義務の誠実な履行に基いて、連邦の構成国としての自らの相互関係をうちたてる。

諸共和国は、自らの領土上に、外国の軍隊および軍事基地の配置を許さず、連邦の目的に矛盾し、または連邦に加盟する共和国の利益に反する協定を結ばない義務を負う。

第五条 連邦の権限

条約の参加国は、次のような権限をソ連邦に委譲する。

- ① ソ連憲法の採択、その改正および追加、共和国と共同でソ連市民の基本的権利および自由を保障すること
- ② 連邦の主権および領土の統一性の擁護、ソ連国境の確定および防衛、ソ連邦の国家安全保障、防衛の組織化およびソ連軍の指導、ならびに宣戦布告および講和条約の締結

- ③ ソ連邦の外交政策の策定および実現、ソ連邦の国際条約の締結、他国との関係および国際組織において連邦を代

表すること、共和国の対外政治活動の調整、ソ連邦の対外経済活動の規制および共和国の対外経済関係の調整、ならびに関税業務

④ 国の経済的發展の戦略を諸共和国と共同で決定すること、全連邦市場の發展のための諸条件の創造、共通の通貨に基く統一金融・信用・貨幣政策の実施、連邦予算の編成および執行、金準備およびダイヤモンド資産の保管および諸共和国との合意に基く利用、全連邦プロジェクトの実現、開発基金および自然災害・大事故の場合の救済基金の創設

⑤ 国の統一燃料・エネルギー・システムならびに鉄道・航空・水運および幹線パイプライン輸送の諸共和国との共同管理、防衛産業・宇宙研究ならびに通信・情報・測地・地図製作、度量衡および標準規格の連邦システムの管理、天然資源の利用および環境保全の基本原則の制定、合意を得たエコロジー政策の実施

⑥ 労働条件、労働安全、社会保障、社会保険、保健、および母性・児童保護の諸問題を含む社会政策を諸共和国と共同で策定すること

⑦ 文化、教育、基礎科学研究および科学技術進歩の奨励の分野における諸共和国間の協力の調整

⑧ 諸共和国と合意した諸問題に関する法令の基本原則の制定、社会秩序維持および犯罪との闘争の活動の調整
連邦の権限は、全共和国の同意なしには変更することはできない。

第六条 連邦の権限の行使への諸共和国の参加

諸共和国は、連邦諸機関の共同の形成、ならびに利益および行動の調整のその他のメカニズムおよび手続の創設をとおして連邦の権限の行使に参加する。

各共和国は、ソ連邦との協定の締結の方法により、自らの権限の一部の行使をソ連邦に追加的に委ねることができ、他方で連邦は、全共和国との合意により、一つまたは若干の共和国に、自らの権限の一部のその共和国における

行使を、委ねることができる。

第七条 所有

ソ連邦および諸共和国は、市民およびその結社による所有ならびに国家的所有を含め、あらゆる所有形態の自由な発展および保護を保障する。

諸共和国は、自らの領土内の土地、地下資源、その他の天然資源およびソ連邦の権限の行使のために必要な部分を除く固有財産の所有者である。

土地、地下資源およびその他の天然資源の所有諸関係の共和国の法令による規制は、連邦の権限の行使を妨げてはならない。

第八条 租税および料金

諸共和国は、自主的に、自らの予算を決定し、共和国の租税および料金を定める。

ソ連邦の権限の行使のために、連邦の租税および料金が定められ、全連邦プロジェクトの実現のための分担金が諸共和国と共同で決定される。

第九条 法律

共和国の法令は、連邦管轄に関わるものを除いたすべての問題について、共和国の領土上で最高性を有する。

連邦管轄の諸問題に関して採択されたソ連邦の法律は、全共和国の領土上で最高性を有し、その執行は義務的である。

連邦と諸共和国の共同管轄の諸問題に関する連邦の法律は、その法律に利害関係を有する共和国が、それに異議をさしはさまない場合に発効する。

ソ連邦の憲法および法律ならびに諸共和国の憲法および法律は、この条約の諸規定ならびにソ連邦および諸共和国

の国際的義務に違反してはならない。

共和国は、ソ連邦の法律が共和国の憲法に違反し、または連邦の権限を逸脱している場合は、異議を申し立てる権利を有する。連邦は、諸共和国の法令が、この条約、ソ連憲法またはソ連邦の法律に違反している場合は、異議を申し立てる権利を有する。いずれの場合も、紛争は、協議手続によって解決されるか、またはソ連邦憲法裁判所の審理に委ねられる。

三 権力・管理諸機関

第一〇条 権力・管理諸機関の形成

連邦の権力・管理諸機関は、共和国代表の広範な参加に基いて形成され、この条約の諸規定に厳格に従って行動する。

第一一条 ソ連邦最高会議

連邦の立法権を行使するのは、ソ連邦最高会議である。

ソ連邦最高会議は、連邦院と民族院の二院制をとる。連邦院は、全国の住民により、等しい有権者数で分けられた選挙区から選出される。民族院は、合意された基準に基き、共和国の最高代表権力機関および民族・地域構成体の権力機関の代表によって構成される。

ソ連邦に居住する全人民が民族院に代表を送ることを保障される。

第一二条 ソ連邦大統領

ソ連邦大統領は連邦国家の元首であり、最高の処分・執行権力を有する。

ソ連邦大統領は、連邦条約、ソ連憲法およびソ連の法律の遵守を保障し、ソ連軍の最高司令官であり、外国との関係において連邦を代表し、ソ連邦の国際的義務の履行を統制する。

大統領は、ソ連市民によって、連邦全体および過半数の共和国における過半数の得票によって選出される。

第三三条 副大統領

ソ連邦副大統領は、ソ連邦大統領とともに選出される。ソ連邦副大統領は、ソ連邦大統領の委任に基づきその個々の機能を履行し、大統領の欠けた場合および大統領が自らの職務を行うことが不可能な場合にソ連邦大統領の職務を代行する。

第一四条 連邦評議会

連邦評議会は、連邦の内政・外交の基本方針の決定および共和国の行動の協調のために、ソ連邦大統領の指導のもとに、ソ連邦副大統領、共和国大統領（国家元首）を構成員として創設される。

連邦評議会は、連邦および共和国の最高国家権力・管理機関の活動の調整および協調を画り、連邦条約の遵守を監視し、ソビエト国家の民族政策の実施方法を決定し、全連邦的意義を有する諸問題の解決への諸共和国の参加を保障し、民族間関係における争いの解決および紛争状態の規制のための勧告を作成する。

第一五条 ソ連邦内閣

ソ連邦内閣は、ソ連邦最高会議の合意のもとに、ソ連邦大統領によって形成され、その構成には首相、副首相、ソ連邦大臣およびその他のソ連邦の国家諸機関の長が加わる。

ソ連邦内閣の構成には、加盟共和国政府の長もその職務により加わる。

ソ連邦内閣は、ソ連邦大統領に従属し、ソ連邦最高会議に責任を負う。

ソ連邦の省庁に、国家管理の諸問題の解決の合意を得るために、協議会が設置され、その構成には、職務により、共和国の対応する省庁の長が加わる。

第一六条 ソ連邦憲法裁判所

ソ連邦憲法裁判所は、ソ連邦および共和国の法律が、連邦条約およびソ連憲法に適合するよう統制を行い、諸共和国間および連邦と共和国間の紛争を協議手続で規制することができなかつた場合に、その紛争を解決する。

第一七条 連邦裁判所

連邦裁判所とは、ソ連邦最高裁判所、ソ連邦経済裁判所およびソ連軍裁判所をいう。

ソ連邦最高裁判所は、連邦の最高裁判権力機関である。諸共和国の最高裁判機関の長は、職務上当然にソ連邦最高裁判所の構成員となる。

第一八条 連邦検察庁

ソ連邦の法令の執行に対する監督は、ソ連邦検事総長を長とする連邦検察庁が行う。諸共和国検事は、ソ連邦検察庁協議会の構成員となる。

第一九条 連邦の國語

条約の参加国は、民族間の交流手段となっているロシア語を、國語と認める。

第二〇条 連邦の首都

ソ連邦の首都はモスクワ市である。

第二一条 連邦の国家的象徴

ソ連邦は、自らの國章、國旗および国歌をもつ。

第二二条 連邦条約の発効

連邦条約は、その署名の時から効力を発する。連邦条約に署名した共和国にとって、その日以降一九二三年のソ連邦結成条約は失効したものとみなされる。

第二三条 連邦条約の変更

連邦条約またはその個々の規定は、ソ連邦の構成国であるすべての国家の同意によつてのみ、放棄・変更または補充することができる。

付二 ソ連の人口統計

(ソ連では10年に1回、1の位に九のつく年に国勢調査が行われている。最新のそれは1989年に行われた。次の統計は1989年の国勢調査の結果である。)

ソ連邦全体の人口は約28,672万人である。以下の数字は1万を単位としており(以下四捨五入)、加盟共和国の人口には自治共和国などの自治構成体の人口を含んでいる。

①加盟共和国の人口

ロシア	14,739
ウクライナ	5,170
白ロシア	1,020
ウズベク	1,991
カザフ	1,654
キルギス	429
タジク	511
トルクメン	353
グルジア	545
アゼルバイジャン	703
アルメニア	328
リトアニア	369
ラトビア	268
エストニア	157
モルドワ	434

②自治共和国の人口

カレリア	79
コミ	126
マリ	75
モルドワ	96
チュバシ	134
カルムイク	32
タタール	364
ダゲスタン	179
カバルジン・バルカル	76
北オセチア	63
チェチェン・イングーシ	128
バシキール	395
ウドゥムルト	161
ブリヤート	104
トゥワ	31
ヤクート	108
カラカルバク	121
アブハジア	54
アジャール	39
ナヒチェバン	30

③自治州の人口

アディゲイ	43
カラチャイ・チェルケス	42
ゴルノ・アルタイ	19
ハカス	57
ユダヤ	22
南オセチア	10
ナゴルノ・カラバフ	19
ゴルノ・バダフシャン	16

④自治区の人口

ネネツ	5.5
コミ・ベルミヤック	15.9
ハント・マンシー	26.9
ヤマロ・ネネツ	48.7
タイミール	5.5
エベンク	2.4
ウスチオルジンスキー・プリヤート	13.6
アギンスキー・プリヤート	7.7
コリヤーク	3.9
チュコト	15.8

⑤その他の人口 (大都市・大州・極東地域)

モスクワ市	897	ドネプロベトロフスク州	388
レニングラード市	502	ドネツク州	533
キエフ市	260	イルクーツク州	283
タシケント市	208	沿海道	226
バクター市	176	ハバロフスク道	182
ミンスク市	161	アムール州	106
ゴリコフ州	371	カムチャッカ州	47
クラスノダール道	512	マガダン州	54
スベルドロフスク州	472	サハリン州	71
チュメニ州	308	クラスノヤルスク道	360